

令和2年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

令和3年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和2年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	6
(3)	法教育の推進	11
(4)	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	17
(5)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (薬物事犯者に関する研究)	22
(6)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (第5回犯罪被害実態(暗数)調査)	23
(7)	国と地方公共団体が連携した取組の実施	24
(8)	検察権行使を支える事務の適正な運営	29
(9)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	37
(10)	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った 団体の規制に関する調査等	41
(11)	登記事務の適正円滑な処理	52
(12)	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	59
(13)	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害 による被害の救済及び予防	67
(14)	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	76

(別添)

「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組の実施**（国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに，その成果に基づく取組の展開を図る。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 13 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和 2 年度政策評価書要旨

（法務省 2 - (1)）

評価実施時期：令和 3 年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策立案・情報管理室，民事局総務課，刑事局総務課

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)	政策体系上の位置付け - 1 - (1)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。	
予 算 額	令和 2 年度予算額：131,074千円	評 価 方 式 総合（事業）評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>【民事関係】 令和 2 年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>【刑事関係】 令和 2 年度に成立し又は公布された法律はない。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備を行っており，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や各種手続の迅速化・合理化・効率化が実現されようとしている。しかし，経済取引における国際化の進展や情報通信技術等の飛躍的発展等の社会経済情勢の変化を踏まえると，民事基本法制については，今後も，民事裁判手続の IT 化や仲裁法制の見直しなど，喫緊に取り組みべき課題が山積している状況にあり，これらの課題への対応が遅れた場合には，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになる。このため，これまでの取組も踏まえ，令和 3 年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 近時，刑が確定した者や保釈中の被告人等による逃亡事案が相次いで発生している実情等に鑑み，これらの事案に適切に対応することができるようにするための刑事基本法制の整備は，喫緊の課題であるところ，令和 3 年度以降も，引き続き，法制審議会・刑事法（逃亡防止関係）部会において調査審議が行われる予定であり，法務大臣に対して答申がなされた場合には，速やかに，所要の法整備に向けた立案作業を進めていくこととしている。</p>	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	記載事項（抜粋）	

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： - 2 - (2)) (評価書10頁)					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	<p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。）「法曹養成制度改革の更なる推進について」に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち，主に法務省が担当する以下の事項につき，「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「連携法等一部改正法」という。）の成立を踏まえ，関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動領域の拡大に向けた，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備 法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証 司法試験の在り方の検討 法曹養成制度改革に関し，関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	9,492	10,905	8,849	8,704
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	7,080	
		合計(a+b+c)	9,492	10,905	1,769	
執行額(千円)	8,288	9,543	0			
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日） 法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定） 法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）</p>					

測定指標	令和2年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等の中で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会¹⁾取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士をベトナム社会主義共和国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行っている。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 国の機関における弁護士の在職者数	382	399	400	377	-
2 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員数（日本弁護士連合会調べ）	106	136	172	189	197
3 企業内弁護士数（日本組織内弁護士協会調べ）	1,707	1,931	2,161	2,418	2,629

令和2年度における「国の機関における弁護士の在職者数」調査については、未実施

測定指標	令和2年度目標	達成			
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、司法試験の在り方の検討、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
<p>平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会²⁾（以下「連絡協議会」という。）を開催している。</p> <p>令和2年度に開催した連絡協議会においては、法曹人口に関する各種データ、令和2年司法試験及び司法試験予備試験の結果、令和元年度法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。</p>					
参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度

1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数(件)	10,166	10,270	10,537	11,833	12,073
2 法科大学院志願者数(人)(文部科学省調べ)	8,278	8,160	8,058	9,064	8,161

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1及び2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1については、おおむね目標を達成することができ、2については、目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定(平成27年6月)においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ(平成27年5月)を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省においては、多様な国際業務についての理解を深め、中長期的な視野でキャリアプランを構築することなどを目的として、日本弁護士連合会や外務省とともに、弁護士、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象に「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を開催(文部科学省、法科大学院協会及び国際法学会が後援)し、国際舞台における法曹有資格者の専門性活用の在り方に関する有益な情報を法曹志望者や法曹関係者に広く共有した。</p> <p>また、海外における我が国の法曹有資格者に対する期待やニーズが高まっている中、法運用の実態に関する情報が我が国において必ずしも十分ではない国を対象として、法運用の実態等について調査を行ってきたところ、令和2年度は、その情報が乏しいベトナム社会主義共和国に、新たに委託弁護士を派遣し、現地の法運用の実態等の調査を新規に行っている。</p> <p>なお、上記のベトナム社会主義国における調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査開始時期が大幅に遅れたことから、委託弁護士と締結した契約を見直し、調査結果の報告時期を令和3年度末に変更した。</p> <p>外部要因により一部の取組に遅れが生じているものの、こうした適切な方法により、有益な情報が広く共有されたといえることから、おおむね目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、令和2年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータ(裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等)などについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。また、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計7回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っている。</p> <p>以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたといえ、目標</p>	

を達成することができたと評価できる。

(取組の有効性、効率性等)

【測定指標 1 及び 2 関係】

測定指標 1 及び 2 については、「法曹養成制度改革の推進について」及び「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施するという目標に対し、法曹人口、司法試験及び司法修習における各課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標 1 との関係では、多様な国際業務についての理解を深め、中長期的な視野でキャリアプランを構築することなどを目的として、日本弁護士連合会や外務省とともに、弁護士、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象に「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を開催（文部科学省、法科大学院協会及び国際法学会が後援）し、国際舞台における法曹有資格者の専門性活用の在り方に関する有益な情報を法曹志望者や法曹関係者に広く共有するなど、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえ、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、令和 3 年度以降も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、令和 3 年度以降も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項につき、連携法等一部改正法の成立を踏まえ、関係機関・団体と連携・協力しながら必要な取組を実施する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和 3 年 7 月 15 日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
〔意見〕
別添「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 番号 2 及び 3 のとおり
〔反映内容〕
なし

政策評価を行

評価の過程で使用した資料等

う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html〕） ・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html〕）
---------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------	----------	--------

-
- *1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html〕）
- *2 法曹養成制度改革連絡協議会（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html〕）
- *3 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html〕）

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2-(3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け： - 2 - (4)) (評価書25頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	22,051	28,879	31,207	28,854
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	22,051	28,879	31,207	
執行額(千円)	13,142	22,183	25,310			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定) - 第2-2 司法教育の充実 ^{*1} 消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定,平成30年3月20日変更) - 3-(4) 法教育 ^{*2} 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) - 3-(6) - 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ^{*3} 第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) - 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発 ^{*4} 再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定) - 第6-2-(2) - -イ 法教育の充実 ^{*5} 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 第2章-5-(7) - 治安・司法 ^{*6} 消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第5章-4-(1) 消費者教育の推進 ^{*7}					

測定指標	令和2年度目標値	達成
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	対前年度増	達成

	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	53,850	21,714	27,245	36,366	53,850	78,836

測定指標	令和2年度目標	達成
2 協議会等の活動状況	<p>法教育推進協議会⁸及び部会⁹（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査¹⁰の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会を設置し、令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、高校生が自ら手に取り学ぶことができる法教育リーフレットを作成し、全国の高校、教育委員会等に約220万部配布した。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
協議会等の開催実績（回）	8	10	11	18	8

測定指標	令和2年度目標	達成
3 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	<p>法教育活動（教材作成，授業実施等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業，Web会議方式による法教育授業について，法務省関係機関において実施するとともに，学校現場等に法教育情報を提供することによって，法教育の積極的な実践を後押しするため，法教育に関するリーフレット等を全国の学校，教育委員会等に配布した。

また，令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として，高校生向け法教育リーフレットを作成し，全国の高校，教育委員会等に配布した。

その他、法教育の担い手である教員が法教育授業の実践方法を習得できるよう、法務省職員が現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス、法教育教材の紹介等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図るとともに、法の日週間記念行事における法教育関連イベントの実施や消費者教育シンポジウムなどへの参加、令和3年3月に実施された京都 kongress のサイドイベントにおける法教育普及のための取組に関する紹介、法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
法教育授業実施回数（回）	3,167	3,553	3,948	4,056	1,243
教員向け法教育セミナー参加者に対するアンケート結果（法教育授業を実践してみたいと思った割合（％））	-	-	-	92	-

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>法教育の推進のためには、国民への周知・広報活動を実施しつつ、これらと並行して、法教育に対する国民の関心度の測定、すなわち、実施している周知・広報活動が効果的かどうかの評価を行うことが重要であるところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度46パーセント増と前年度を大きく上回っており（これは高校生向け法教育リーフレットを新たに作成して全国の高校、教育委員会等に配布したことや法教育のページを分かりやすく編集し、必要な情報にアクセスしやすい環境を整備したことなどが影響していると考えられる。）、前年度と比較しても国民の法教育への関心がより高まっていることがうかがわれる。これらのことから、周知・広報に係る施策が効果的に実施されたといえ、目標を達成することができたと評価した。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。</p> <p>協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況を踏まえた上で、法教育をさらに推進するために必要な施策や今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、今後の具体的な取組の方向性について検討した。</p> <p>令和2年度は、前年度をもって法教育教材作成部会が終了したため、開催回数は減少したものの、協議会における検討を経て、令和4年4月に迫った成年年齢引下げに向け、契約や私法の基本的な考え方をわかりやすくまとめた高校生向け法教育リーフレットを作成して全国の高校、教育委員会等に</p>

約220万部配布したことから、同協議会の活動を通じ、法教育の推進を図ることができたといえ、目標を達成することができたと評価した。

【測定指標3】

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践への協力・支援として、法務省職員を教職員向け研修等に講師として派遣（又はWeb会議方式による講義を含む。）するとともに、学校現場や地域の集まりなどの求めに応じて法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて行う法教育授業も積極的に実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参考指標である法教育授業の実施回数が相当程度減少しているが、上記のとおり高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高校、教育委員会等に約220万部配布したこと、令和3年3月に実施された京都 kongress のサイドイベントにおいて世界に向けて法教育普及のための取組を紹介するなど、法教育の意義について幅広く周知するなどの取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標1, 2, 3関係】

「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、法教育に触れる機会の充実という点で、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を効率的に拡大させる上で必要かつ有効である。

また、法務省関係機関において、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、国民の法教育への関心度を測定しつつ、学校現場にとどまらず、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1, 2, 3】

現在の目標を維持しつつ、引き続き測定指標1～3により、法教育に対する理解促進、法教育に触れる機会の充実等に積極的に取り組む。新型コロナウイルス感染症対策のため、対面形式以外の取組を強化する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和3年7月15日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
〔意見〕

「次期目標等への反映の方向性」において、新型コロナウイルス感染症に関する記

	<p>載をした方が良いのではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、次期目標等への反映の方向性欄に、対面形式以外の取組を強化する旨を追記した。</p>
--	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照</p> <p>「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) 「モデル授業例」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html) 「教員向け法教育セミナー」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html) 「成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html)</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房司法法制部司法法制課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	-----------------------	-----------------	---------------

*1 「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)

- 第2-2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。

*2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)

- 3-(4) 法教育

法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(私的自治の原則、契約自由の原則など)を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

- 3-(6) - 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)

- 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。

*5 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

- 第6-2-(2) - -イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

第2章-5-(7) - 治安・司法

(前略)法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(いわゆる骨太の方針)には、新型コロナウイルス感染症対策関係の記載内容に絞り込まれることとなったため、法教育関係の記載がないものの、令和2年度の骨太の方針に記載のない政策は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に記載されている項目を着実に実施することとされた。

*7 「消費者基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)

第5章-4-(1) 消費者教育の推進

法教育、金融経済教育及び情報教育等の消費者教育と密接に関連する分野の取組について、関係府省庁等が密接に連携して推進する。

*8 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*9 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成28年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、高校生が自ら手に取り、学ぶことができる法教育リーフレットの作成など、成年に達する時期を間近に控えた高校生が、法的なものの考え方を身に付け、私法における権利・責任の主体として行動することができる能力を育む法教育推進のための施策を検討するため、「成年年齢引下げに向けた法教育施策推進検討部会」が設置された(令和2年6月11日)。

*10 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ(平成28年6月)、成年年齢の引下げ(令和4年4月)、新学習指導要領への移行(令和2年度から順次実施)等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。

令和 2 年度政策評価書要旨

（法務省 2 - (4)）

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け： - 2 - (5)) (評価書31頁)				
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。				
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	289,722	164,000	142,310
	補正予算(b)	-	0	0	-
	繰越し等(c)	-	0	0	/
	合計(a+b+c)	-	289,722	164,000	
	執行額(千円)	-	288,954	163,160	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2020 ¹⁾ (令和2年7月17日閣議決定) 成長戦略フォローアップ ²⁾ (令和2年7月17日閣議決定)				

測定指標	令和2年度目標	達成
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね達成

施策の進捗状況(実績)

政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた(以下「中間とりまとめ」という。)

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。

中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという喫緊の課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、

施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁活性化基盤整備調査事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して各種セミナー・シンポジウム等を開催し、広報・意識啓発の活動を進めているほか、弁護士等に対する研修やオンライン研修教材の開発に取り組むなど人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月に東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設について、最先端のICT設備の整備を進め、コロナ禍においても、審問手続のみならず、周知啓発又は人材育成のためのセミナー・シンポジウムを柔軟かつ円滑に実施している。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 日本における国際仲裁取扱件数(件)	-	-	-	11	33 ^{*3}
2 セミナー・シンポジウム参加者(国際仲裁のユーザーたる企業等)に対するアンケート調査結果(理解や関心が高まった者の割合)(%)	-	-	-	75.0	94.3
3 人材育成研修の受講者(仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等)に対するアンケート調査結果(積極的な評価をした者の割合)(%)	-	-	-	97.6	100.0

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり ----- (判断根拠) 我が国における国際仲裁取扱件数は、令和2年度は33件であり、令和元年度の取扱件数と比較して相当数増加した。また、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、その参加者から、高い評価を得ることができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、その参加者から相当に高い評価を受けており、人材育成の観点でも進展があったといえる。さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設が活用されていることも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 参考指標1の令和2年度の我が国における国際仲裁取扱件数は33件となり、令和元年度と比較して相当数増加した。令和元年度の測定値は、日本を代表する国際仲裁機関である日本商事仲裁協会(J	

ＣＡＡ）における新規申立て件数であり，令和２年度の測定値は，日本国際紛争解決センター・東京施設（ＪＩＤＲＣ東京）とＪＣＡＡにおける国際仲裁事件の取扱い件数の総和（ＪＩＤＲＣ東京の取扱い件数25件，ＪＩＤＲＣを利用しないＪＣＡＡの取扱い件数8件）であり単純に比較はできないものの，相当の成果をあげたといえる。

参考指標２の広報・意識啓発の状況について見ると，セミナー・シンポジウムの参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等約580名）に対してアンケート調査を実施したところ，国際仲裁に対する興味関心が増加したかの問に対する肯定的な回答の割合が，94.3パーセントという高い評価を得ることができ，国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を十分に理解してもらうことができた。なお，国際仲裁の現状を紹介する広報小冊子を令和元年度に引き続き配布する他，施設の設備や利用料金等を掲載した利用者向けのパンフレットを作成・頒布，ＪＩＤＲＣのウェブサイトを随時更新するなどの取組も実施した。

参考指標３の人材育成の状況について見ると，人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等延べ約330名）に対してアンケート調査を実施したところ，研修の内容に積極的な評価をした者の割合が，100パーセントという相当高い評価を得ることができ，研修の方法，内容等は効果的であったものと認められることから，その研修を通じて受講者は十分な知見を得ることができたとと言える。また，研修の実施方法についても，集合研修のみならず，オンライン教材を開発し，これをホームページ上に公開するなどの工夫を進めており，人材育成についても，進展があったと言える。

また，令和２年３月に東京・虎ノ門に開業した最新のＩＣＴ設備を備えた仲裁審問の専用施設を活用し，仲裁審問，セミナー・シンポジウムや研修の実施を行っている。

参考指標２及び参考指標３について検討した結果，広報・意識啓発及び人材育成の取組には相当程度進展があったと言える。さらに，東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設において，コロナ禍に対応できるＩＣＴ設備を増強し，海外とのオンライン形式の審問やセミナー等を行うことができるようになった上，その施設が活用されていることも併せ鑑みると，国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について，「相当程度進展あり」と判断した。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標１】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには，国内外における広報・意識啓発，人材育成，施設の整備等に，官民が連携して，総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。

広報・意識啓発としては，仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあることについて，国際仲裁のユーザーである企業等に対するセミナー・シンポジウム等を通じて積極的に広報することで，日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効であり，また，広く経済界等に対する意識啓発として，国際仲裁を利用すること，日本を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を理解してもらうことが有効である。

また，国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても，国内外の仲裁機関を含む関係機関と協力し，弁護士等に対する研修を積極的に実施することは，我が国の仲裁人・仲裁代理人となりうる者が，海外の著名な仲裁機関等のノウハウ等を含む専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに，東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を，審問手続とともにセミナー・シンポジウム，研修等に積極的に活用していくことで，セミナー・シンポジウム，研修等の実施に係る費用を削減することができることに加え，同施設を国内外に広報することにもつながることから，我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。なお，同施設は，国際仲裁の専用施設であり，24時間365日対応可能であるとともに，諸外国の国際仲裁審問施設に比べて安価に利用料金が設定されており，その利用料金の中には，同時通訳ブース，レシーバー，iPadなどのＩＣＴ機器の利用も含まれており，我が国の国際仲裁の活性化に大きく寄与するものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

<p>【施策】 我が国における国際仲裁が活性化するように、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。</p> <p>【測定指標1】 国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であることは変わらない。 令和3年度以降は、特に海外向けの広報活動を進めていくほか、日本の裁判例を英語で紹介して日本が仲裁フレンドリーな国であることを海外にアピールするとともに、大学と連携して学生に仲裁に関心を持ってもらうなど、広報・意識啓発、人材育成等を積極的に進める。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号4のとおり 〔反映内容〕 なし</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html 内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房国際課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	----------------	-----------------	---------------

*1 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

海外経済の活力の取込み

「司法分野でのICT化・AI技術活用を推進し、国際仲裁等の紛争解決手続や法令外国語訳へのアクセスを強化する。」

*2 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

) 海外の成長市場の取り込み

日本企業の国際展開支援

ウ) 中堅・中小企業の海外展開支援

「国際仲裁の活性化に向け、改正外弁法の対外発信に努めつつ、仲裁専用施設の積極的な利活用を図るとともに、仲裁関連法制度の見直しの検討を加速させる。」

*3 J C A A 又は J I D R C 東京における取扱い件数の総和 (重複は除く。) 。 なお , J I D R C 東京は令和 2 年 3 月末に開業したため , 令和元年度の取扱い件数は , J C A A における新規申立て件数を記載している。

令和 2 年度政策評価書要旨

（法務省 2 - (5)）

評価実施時期：令和 3 年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（薬物事犯者に関する研究） (評価書38頁)		政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 (- 3 - (1))
施 策 の 概 要 (事業の概要)	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
予 算 額	平成29年度予算額： 2,869千円 平成30年度予算額： 3,304千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>本研究では，薬物犯罪の動向，薬物事犯者の特性や処遇の現状等について，公的統計や特別調査，実地調査等の結果を通じて明らかにし，その成果を「法務総合研究所研究部報告62薬物事犯者に関する研究」及び令和 2 年版犯罪白書特集「薬物犯罪」として公開した。</p> <p>本研究は，法務省の重要施策である薬物事犯者に対する処遇・指導等に密接に関連する。受刑者を対象とした大規模な質問紙調査等を他の研究機関が行うことは，著しく困難であった。本研究の必要性は，高いものであった。</p> <p>本研究において，調査の対象や項目の設定は非常に適切であった。検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等に加え，薬物乱用防止及び薬物依存症回復支援に資する研究を行う学識経験者を共同研究者として，その知見を積極的に活用したことにより，多様な観点から分析を加えることができ，体制・手法は非常に適切であった。研究手法も，費用対効果の観点から十分に合理的であった。本研究の効率性は，高いものであった。</p> <p>本研究の研究成果は，前記のとおり，研究部報告及び犯罪白書において公開されたほか，共同研究者と共に小冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」を作成して広く一般に公開した。薬物事犯者の特性について，刑事政策的な観点に加え，精神医学等の観点から多角的に検討した研究は少なく，今後も，法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。本研究の有効性は，高いものであった。</p> <p>前記のとおり，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれも認められ，評点の合計は70点中70点であったことから，評価基準第3の3に基づき，「大いに効果があった。」と評価できる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>委員から，米国の制度を我が国に取り入れる可能性を例に，諸外国の薬物事犯者処遇についての調査で得られた知見について質問が出された。米国の実地調査から，我が国で進められている薬物事犯者処遇に関する施策を推進していくことの妥当性を裏付ける知見が得られたところであり，その上で，米国の制度を我が国に取り入れることについては，我が国と諸外国との裁判制度，薬物乱用状況等の違い等をも踏まえて慎重に検討される必要があるものと考えられる。</p>		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3 - 1 - (4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

令和 2 年度政策評価書要旨

（法務省 2 - (6)）

評価実施時期：令和 3 年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（第 5 回犯罪被害実態（暗数）調査） （評価書 55 頁）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 （ - 3 - (1)）
施 策 の 概 要 （事業の概要）	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
予 算 額	平成 30 年度予算額： 26,740 千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>本研究では，警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を把握するため，全国の 16 歳以上の男女 6,000 人を対象にアンケート調査を行い，令和元年版犯罪白書の一部及び「研究部報告 61 第 5 回犯罪被害実態（暗数）調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 - 」として公開した。</p> <p>今回で 5 回目となる暗数調査を行い，これまでの結果を参照して経年比較を行ったことは，刑事政策に関する施策を検討するための重要な基礎資料を提供するという点で意義があった。本研究は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，他機関では実施は困難であった。本研究の必要性は，高いものであった。</p> <p>本研究では，適切に代表性を確保した上で十分な標本を得ており，調査対象の設定は非常に適切であった。本研究は，調査員が訪問調査により個別に聴き取りを行い，回答を記入することとしたところ，犯罪被害者団体等にも事前に相談し，性的事件等に関する調査票については，調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地から自計方式とし，調査対象者に提出方法を選択して提出してもらう方法としたほか，犯罪被害に関する相談先等を案内することなども行っており，実施体制・手法は非常に適切であった。本研究で採用した手法は，費用対効果の観点から，十分に合理的であった。本研究の効率性は，高いものであった。</p> <p>本研究の成果物は，前記のとおり，犯罪白書及び研究部報告において公開されたほか，「政府統計の窓口」ホームページにも掲載されている。今後，法務省等における法令・施策の立案，事務運用の改善等に大いに利用されることが見込まれる。本研究の有効性は，高いものであった。</p> <p>前記のとおり，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれも認められ，評点の合計は 70 点中 70 点であったことから，評価基準第 3 の 3 に基づき，「大いに効果があった。」と評価できる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>委員から，近年の犯罪状況を踏まえて犯罪の発生状況を調査する必要性がある旨，一般市民にも分かりやすく役立つものとして提供することが望ましい旨の意見がなされた。今後暗数調査を実施する際には，その時々の問題となっている犯罪動向に係る被害を適切に把握するため，調査対象をどのように設定するかという点についても引き続き検討するとともに，引き続き，一般市民も対象に含めながら，研究結果の効果的な発信に努めていくこととしたい。</p>	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	記載事項（抜粋）
	第 3 次犯罪被害者等基本計画	平成 28 年 4 月 1 日（閣議決定） 施策番号 212 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2-(7))

施策名	国と地方公共団体が連携した取組の実施 (政策体系上の位置付け： - 4 - (1)) (評価書71頁)					
施策の概要	国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づく取組の展開を図る。					
達成すべき目標	地域再犯防止推進モデル事業 ¹⁾ (以下「モデル事業」という。)を通じて、都道府県における地域のネットワークの構築や地方再犯防止推進計画 ²⁾ の策定の推進を図ることにより、犯罪をした者等を地域で支援するための体制を構築する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	140,500	281,287	166,840	35,922
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	140,500	281,287	166,840	
執行額(千円)	120,695	265,900	161,175			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第5条 ³⁾ 再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定) ⁴⁾ 再犯防止推進計画加速化プラン(令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定) ⁵⁾					

測定指標	令和2年度目標値					達成
1 地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数	23					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	14	31	42

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 モデル事業を実施している都道府県の数	27					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	22	27	27

測定指標	令和2年度目標値					達成
3 モデル事業を実施している都道府県との協議の回数	28					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	23	28	55

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2及び3は, 達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 全ての実績値が目標値を達成したことから, 本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>地方再犯防止推進計画を策定している都道府県数は, 令和元年度時点で31団体と, この時点で目標値を達成しており, 令和2年度では42団体と, 毎年, 増加を続けていることから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>モデル事業の委託決定を受けた都道府県数は, 平成30年度では22団体, 令和元年度では5団体である。委託決定を受けたこれら27の全ての団体において, 令和2年度末まで事業が継続して実施されていることから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>平成30年度から令和2年度にかけて, 毎年, モデル事業の委託決定を受けた都道府県等に対し, 事業の実施状況や今後の計画に関するヒアリング等を実施したほか, 令和2年度においては, 事業の終了年度でもあることから, 成果報告に関するヒアリングも実施した。</p> <p>また, 平成30年度から, 毎年, 都道府県を対象とした再犯防止に関する会議を実施しており, 同会議の場も通じて, 地方公共団体における再犯防止の取組の在り方について協議等を行っている。</p> <p>これらの協議について, 令和2年度においては55回と, 目標の約2倍の回数の協議を実施することができたことから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性, 効率性等)</p> <p>【測定指標1・2・3関係】</p> <p>達成手段の「地域再犯防止推進モデル事業」により, 27の都道府県を含む計36の地方公共団体において, 国と地方公共団体の連携による地域の実情に応じた再犯防止の取組が実施され, その結果, 高齢者や障害のある者への支援や薬物依存症者への支援など, 具体的な取組を創出することができた。</p> <p>再犯防止施策は, 多くの地方公共団体にとって, 平成28年12月の再犯防止推進法の施行によって新たに取り組むこととされたものであり, 同法施行以前は, 地方公共団体としてどのような取組を進めていくのかについてのノウハウ等が乏しい状況にあった。</p>

本事業を通じて、地方公共団体における再犯防止施策に係る具体的な取組が創出されたことにより、これを踏まえた地方再犯防止推進計画の検討及び策定が促進されたことが認められる。

以上のことから、本事業は、犯罪をした者等を地域で支援するための体制の構築に寄与したものと見える。

また、当初予算の範囲内で目標を達成できており、地方公共団体と適切に調整しながら執行額を抑えつつ、上記のような成果を創出するなど、適切に事業を実施できたと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

モデル事業で成果のあった取組を広く全国の地方公共団体に紹介するなどの取組を通じて、引き続き地方公共団体による再犯防止に関する取組の一層の促進を図る。

また、モデル事業を通じて地方公共団体における具体的な再犯防止の取組が創出されたことに加え、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン¹⁶」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）において、再犯防止が重点分野の1つとして掲げられ、国又は地方公共団体において成果連動型民間委託契約方式¹⁷（以下「PFS」という。）の普及促進を強力に推し進めることとされたことを踏まえ、国又は地方公共団体における再犯防止の取組がより効果的に実施されるよう再犯防止分野におけるPFS（PFSの一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド¹⁸（以下「SIB」という。）を含む。）の普及を推進し、再犯防止対策の更なる充実を図る。

なお、法務省においては、令和3年度からSIBを活用した再犯防止事業を新たに実施することとしており、当該事業の実施状況も踏まえながら、地方公共団体等における再犯防止分野のPFS/SIBの活用を促進することとしている。

【測定指標1】

モデル事業の成果を踏まえるなどし、都道府県のみならず、政令指定都市や県庁所在地などの主要な都市を始めとした市区町村単位で再犯防止の取組を普及させるべく、「地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数」でなく、「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」を測定指標とする。

【測定指標2・3】

測定指標2及び3については、モデル事業の実施に関する測定指標であり、令和2年度をもって本事業は終了したところ、今後は、法務省として、本事業を通じて得られた成果を他の地方公共団体にも共有し、地方再犯防止推進計画の策定の更なる促進及び同計画に基づく地方での再犯防止施策の促進等に取り組む必要があるため、「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」を指標として設定する。

また、再犯防止分野におけるPFS/SIBの普及を推進するため、PFS/SIB事業実施のための手引きを作成する等を含めた「再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の進捗状況」を新たな測定指標として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和3年7月15日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
〔意見〕
別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」に対する質問・意見」基本政策 関係番号1のとおり

	〔反映内容〕 なし
--	--------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	評価の過程で使用した資料等 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において、地方再犯防止推進計画の策定状況に関する調査を実施するとともに地域再犯防止推進モデル事業の実施状況を取りまとめた。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	----------	--------

*1 地域再犯防止推進モデル事業

国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、地域の実態調査と支援策の策定、モデル事業の実施、事業の効果検証といった一連の取組を実施するもの（平成30年度～令和2年度）。

*2 地方再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、地方公共団体が再犯の防止等に関する施策の推進に関して定めるよう努めることとされている計画である。

*3 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2・3・4 （略）

*4 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、法務大臣が案を作成し、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から令和4年度までを計画期間とする再犯防止の推進に関する計画である。

同計画では、重点課題の一つとして「地方公共団体との連携強化等のための取組」を位置付け、第7-1-(2)イで「地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援」を、第7-1-(2)で「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」に関する施策をそれぞれ盛り込んでいる。

*5 「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき課題に対応した各種取組を加速させるもの。

このプランでは、「地方公共団体との連携強化の推進」を課題の一つとして掲げ、「令和3年末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する」ことを成果目標とした上で、これを達成するための具体的な取組を盛り込んでいる。

*6 「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

医療・健康、介護、再犯防止の3分野を重点分野として、今後、PFSの普及促進を進めていくに当たっての方針等が盛り込まれた政府方針である。

このプランでは、再犯防止分野において、分野別のPFS事業実施のための手引きの作成、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の蓄積、事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討などを行っていくこととされている。

*7 成果連動型民間委託契約方式（P F S）

委託業務の結果に関する成果目標の達成度合いに応じて支払額が変動する契約方式をいう。

*8 ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）

P F Sの一類型であり、民間事業者が、事業に必要な資金を資金提供者から調達し、事業の成果指標の改善状況と連動して、行政等から受けた対価に応じて償還等を行うもの。

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2-(8))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け: - 5 - (2)) (評価書122頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> サイバー犯罪¹⁾に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,142,750	3,722,787	3,775,189	3,682,133
		補正予算(b)	565,069	426,249	536,310	-
		繰越し等(c)	222,131	175,399	95,691	/
		合計(a+b+c)	3,485,688	4,324,435	4,215,808	
執行額(千円)	3,318,837	3,911,059	4,058,642			
執行額(千円)	3,318,837	3,911,059	4,058,642			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号) ²⁾ 第19条 第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ³⁾ V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾ -1-(2)- 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

令和3年度予算は、予算の一部が内閣官房及びデジタル庁に計上されているところ、当該予算(1,420,902千円)を含んだ額。

測定指標	令和2年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修(中級編)⁵⁾を実施した。</p> <p>同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレン</p>		

ジック機器を使用した実習，警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに，パソコン，スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに，電磁的記録に係る証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ，デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として，デジタルフォレンジック研修（中級編）修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）⁶を実施した。

同研修では，電磁的記録証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため，パソコン，スマートフォン等の証拠保全，データ解析等の実習等を実施した。

なお，令和2年度は，新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大の影響を受け，感染リスクを低減する目的から，研修員数を減らした上で実施し，中級編については，令和元年度の約半数，上級編については，令和元年度の約75パーセントの研修員数とした。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 デジタルフォレンジック研修 ⁷ 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	100.0 (60/60)	100.0 (60/60)	-	-	-
2 デジタルフォレンジック研修 ⁸ （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	98.0 (49/50)	100.0 (50/50)	-	-	-
3 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)	100.0 (29/29)
4 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)	100.0 (12/12)

測定指標	令和2年度目標	達成
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％）	90以上	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で，被害者支援担当者（被害者支援員⁹及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では，法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明，臨床心理士による犯罪被害

者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	93.6 (73/78)	88.5 (69/78)	94.9 (75/79)	96.9 (63/65)	89.2 (58/65)

測定指標	令和2年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施するとともに、検察広報用DVDを作成した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を行った。

なお、令和2年度は、コロナの感染拡大の影響を受け、参集型の広報活動を自粛せざるを得なかったところ、代替的手段としてオンラインによる配信講義や動画を制作して配信するなどの広報活動を行った。

また、地域の感染状況に応じて、十分な感染防止対策を講じた上で参集型の広報活動を実施するなど、適時適切な方法で積極的に広報活動を実施した。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,121	1,104	1,231	1,105	252

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2, 3について、いずれも目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
施策の分析	

評価結果

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

令和2年9月14日から同月18日までの5日間及び同年10月12日から同月16日までの5日間、東京及び大阪の2か所において、地方検察庁の検察事務官合計29名を対象としてデジタルフォレンジック研修(中級編)を実施し、令和2年11月30日から同年12月4日の5日間、東京において、地方検察庁の検察事務官12名を対象としてデジタルフォレンジック研修(上級編)を実施した。令和2年12月14日から同月18日までの間も同研修を大阪において実施予定(参加予定者14人)であったが、コロナの感染拡大の影響を受け中止した。

デジタルフォレンジック研修(中級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修(上級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力の養成を目的として、解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施した結果、41名全員(デジタルフォレンジック研修(中級編)29名、デジタルフォレンジック研修(上級編)12名)から回答を得ることができ、デジタルフォレンジック研修(中級編)の全研修員から「概要について理解した」又は「実務に従事できる程度の理解を得た」、デジタルフォレンジック研修(上級編)の全研修員から「更に理解を深められた」又は「これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた」との回答を得た。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 2】

令和2年12月2日から同月4日及び7日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者65名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

令和2年度は、コロナの感染リスクを低減する目的から、テレビ会議システムを用いたりリモート方式により実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援の取組に関する説明等がなされた。

なお、令和2年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を受けて、性犯罪被害者に対する支援を強化していく必要があるところ、同研修においても、性犯罪被害者の支援や関係機関との連携に知見を有する専門家の講義を取り入れるなど、カリキュラムの見直しを行った。

そのほか、令和元年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、研修員を3班に分けてフリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、65名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、58名(89.2パーセント)が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「犯罪被害者等に関する立法の経緯を改めて知ること、制度を理解した上で被害者に対応することができ、被害者に対応する際

の心構えが改まると感じた。」「被害者支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に必要不可欠な知識、技能を習得する良い機会であった。」「専門家による性犯罪をはじめとする犯罪被害者の心理状態等について、具体的事例を挙げての講義は貴重で、被害者支援員をはじめとする関係者において必須の情報共有ができたと思う。」「各庁の事例に接することができ、貴重な意見を聞くことができたし、同じ課題もあることも感じられ、今後の支援の在り方について再考することができた。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。さらに、検察活動の意義や役割等について盛り込んだ検察広報用DVDを作成した。平成23年度から実施されている現行学習指導要領及び令和2年度から順次実施されている新学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、令和2年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を実施するとともに、前記DVDに、一般向け及び小・中学生向けの動画をそれぞれ収録し、幅広い年齢層に対応させ、広報活動の一層の充実化を図った。

これらの広報活動の実施回数は252回であり、活動への参加人数は合計8,938人であった。実施回数は昨年度より大幅に減少しているが、これは、コロナの感染拡大による影響を受けたものであり、代替的手段による広報活動の実施等（上記の広報活動の実施回数252回のうち、オンラインによる広報活動は20回である。）、コロナ禍においても適時適切な方法により可能な限り広報活動の実施に努めた結果、昨年度の約23パーセントの実施水準を維持することができた。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、主に学生、生徒を対象とした出前教室及び移動教室は、実施回数139回、参加人数は5,732人であった。さらに、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が46回、参加人数は1,189人と、コロナ禍という事情を考慮すると、一定数の広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標 1, 2, 3 関係】

達成手段 「各種犯罪への対応」において実施しているデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。とりわけ、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「事業計画の見直しを行い、経費の削減を図る

べきである。」との指摘を受けたところ，物品の購入計画の変更等を行うことにより，本施策にかかる令和3年度予算概算要求額を前年度比約2,500万円削減し，効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう，現在の目標を維持し，引き続き，各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上，犯罪形態も複雑・巧妙化し，かつ，多様化しつつある状況であるため，より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として，アンケート結果を踏まえ，カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら，引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は，全国で均質である必要があり，また，被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって，被害者支援担当者を対象とした中央研修については，アンケート結果を踏まえて，カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら，引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正，迅速な検察活動を行うためには，検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり，引き続き，国民から寄せられる意見・感想を反映し，コロナによる影響を踏まえ，オンラインでの広報を実施するなどして，広報活動の充実を図るほか，学校教育や市民教育等において，幅広い層の国民に対して，法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど，多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

令和3年7月15日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号2，3及び4のとおり。

「次期目標等への反映の方向性」の「測定指標3」において，コロナに関する記載をしないのは，政策の中で整合性が取れないのではないかと。政策間の評価の整合性を取った方が良いのではないかと。

〔反映内容〕

研修の目標に応じたカリキュラムの工夫，改善等に取り組んでまいりたい。

また，効果的な広報活動について，コロナの感染拡大状況を見据えた上で，今後とも検討したい（「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標3】にオンラインでの広報の実施に係る記載を追記）。

政策評価を行う過程において

評価の過程で使用したアンケート調査等

デジタルフォレンジック研修，デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編），

て使用した資料その他の情報	デジタルフォレンジック研修（中級編）、デジタルフォレンジック研修（上級編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 検察庁における司法修習の実施について、修習教材の印刷部数の見直し等を行い、経費の縮減を図った。 また、各種犯罪への対応については、光熱水料については、執行実績を踏まえた見直しを行ったほか、物品の購入数量の見直し等を行い、経費の縮減を図った。
----	---

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したものの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V - 第2 - 3 - (1) - 才 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 - (2) - 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)¹⁰等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修」及び「デジタルフォレンジック研修（スマー

トフォン編)」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

*6 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン，スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに，電磁的記録に係る証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については，*5「デジタルフォレンジック（中級編）」のとおり。

*7 「デジタルフォレンジック研修 」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより，捜査能力を向上させることを目的として，平成24年度から実施し，研修体系の整理に伴い，平成27年度から，名称を「デジタルフォレンジック研修 」と変更し，対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

なお，ここでいう「デジタルフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い，法的に利用する技術や手法のことをいう。

*8 「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，検察事務官を対象に平成26年度から実施し，平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが，研修体系の整理に伴い，平成27年度から「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」と名称変更し，平成29年度まで実施した。

*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され，犯罪被害者からの様々な相談への対応，法廷への案内・付添い，事件記録の閲覧，証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか，被害者の状況に応じて，精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは，無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが，中継ノード上にログを残す機能がない，出口以外の通信路が暗号化される，一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により，発信者の特定は困難になっている。

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2-(9))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け： - 6 - (1)) (評価書199頁)					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・ 刑事施設^{*2}の総合警備システム^{*3}を更新整備する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,440,989	6,526,085	8,504,838	6,404,112
		補正予算(b)	8,441,476	2,087,022	4,558,512	-
		繰越し等(c)	7,099,351	6,283,134	17,121	/
		合計(a+b+c)	7,783,114	14,896,241	13,046,229	
執行額(千円)	7,644,429	14,610,082	12,538,552			
執行額(千円)	7,644,429	14,610,082	12,538,552			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） ^{*4} 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令） ^{*5} 第13条等					

測定指標	令和2年度目標	達成			
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，令和元年度に発足した特別機動警備隊の隊員を指導者とするなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。					
参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度

1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 上記訓練の参加者数(人)	346	353	353	354	235
3 管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	98.3 (340/346 人)	98.6 (348/353 人)	96.9 (342/353 人)	96.9 (343/354 人)	94.9 (223/235 人)
4 刑事施設における保安事故発生件数(逃走,自殺,火災,傷害等)(件)	23	16	13	14	16
5 災害復旧その他救援活動派遣実績(件)	6	5	3	4	13

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 総合警備システムの更新整備施設数(施設)	10施設					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	15	15	13	53	10

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)測定指標1については,集合訓練に参加した隊員の各設間に対する回答の94.9パーセントが「有意義」との内容であり,また,保安事故発生件数も,昨年度からは微増であるものの,過去5年で最多である平成28年度の23件と比較すると,16件と減少している。加えて,重警備が必要となる事態や災害の発生など,矯正施設の保安機能が低下するおそれがある事態等の発生時においては,迅速な職員派遣が実施され,適切に対処するなど,刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方,測定指標2についても,目標値と同数の施設について更新整備ができたことから,「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>令和2年度は,新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ,十分な感染防止対策を講じた上で,各種訓練を実施することを前提としたため,訓練期間,訓練人員等について,従来の訓練から縮小した上で実施した。</p> <p>上記を踏まえ,札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計235人)において,令和2年9月から同年12月までの間,それぞれ2日間程度の日程で,主に,新型コロナウイルス感染症の拡大している状況下で震災等の非常事態が発生したことを想定した訓練を行っ</p>	

た。

訓練を実施するに当たっては、平成31年4月に発足した特別機動警備隊の隊員を指導者として招へいし、施設内のゾーニング等刑事施設における新型コロナウイルス感染症防止対策、避難所開設、運営等実践的かつ実務的な訓練を実施するなどしており、令和元年度東日本台風や令和2年度7月豪雨による被害等発生時には、避難住民の受入れ及び対応を適切に行うなど、対外的な側面においても生かされており、また、令和2年度は矯正内部においても、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生施設に対して、多くの人員を応援派遣し、施設の規律及び秩序の維持、適切な施設運営に寄与することができている。

【測定指標2】

総合警備システムについては、各施設における前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案して更新整備の優先順位を定め、令和2年度においては、予算を考慮して更新整備の目標値を10施設と設定したものであり、目標値どおり10施設の更新設備を完了することができた。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1, 2 関係】

達成手段 「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に訓練するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。また、集合訓練において、統一的な訓練内容を共有することで、有事の際に様々な施設から応援職員が派遣され、即席チームを編成したとしても、円滑に対応することができる。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1, 2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場면을想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

学識経験を有する者の知見

1 実施時期
令和3年7月15日

の活用	2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2 - (10))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け： - 8 - (1)) (評価書204頁)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<p>・いわゆるオウム真理教(以下「団体」という。)に対する観察処分¹を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況²を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>30年度</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,056,954</p>	<p>2,123,072</p>	<p>2,158,423</p>	<p>2,456,964</p>
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>341,678</p>	<p>444,606</p>	<p>525,005</p>	<p>-</p>
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>346,883</p>	<p>46,309</p>	<p>97,658</p>	
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,745,515</p>	<p>2,521,369</p>	<p>2,585,770</p>	
<p></p>	<p>執行額(千円)</p>	<p>2,692,469</p>	<p>2,487,865</p>	<p>2,472,076</p>	
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3条³ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第27条⁴ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)第5条、第7条、第29条⁵ 国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)第6条⁶ テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)⁷ カウンターインテリジェンス⁸機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)⁹ 官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)¹⁰ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)¹¹ 邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹² 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)¹³ パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)¹⁵ サイバーセキュリティ2020(令和2年7月21日サイバーセキュリティ戦略本部決定)¹⁶ 第204回国会における内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日)¹⁷ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ</p>				

	<p>基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会，令和元年7月30日一部改定）^{*18}</p> <p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*19}</p> <p>G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）^{*20}</p> <p>2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）^{*21}</p>
--	---

測定指標	令和2年度目標						達成
1 団体の活動状況及び危険性の解明	団体施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。						達成
施策の進捗状況（実績）							
観察処分の適正かつ厳格な実施により，団体の活動状況及び危険性について解明した。							
参考指標	実績値						
立入検査の実施回数等		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
	実施回数（回）	27	29	29	19	22	
	施設数	27	30	71	28	23	
	動員数（人）	523	572	1,050	424	279	

測定指標		令和2年度目標値						達成
2 地域住民との意見交換会の実施回数		45.4回以上実施					未達成	
		基準値	実績値					
		-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	-	41	51	53	36	11	
	過去5年の平均実施回数	-	45	46.8	47.2	45.4	38.4	

測定指標	令和2年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成

施策の進捗状況（実績）

収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値				
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	408,252	541,809	634,675	527,868	399,070
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	2,889,929	4,789,488	5,731,614	5,709,705	5,123,745

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標2については、目標値の達成には至らなかったものの、その理由は新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされたことによるものであり、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であるとする。</p> <p>以上のことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
------	--------------	---

施策の分析

（測定指標の目標達成度の補足）

【測定指標1】

令和2年度は、団体規制法に基づき、団体に対する観察処分の実施として、団体施設に対する立入検査を合計22回、23施設、公安調査官延べ279人を動員して行った。また、団体から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。

以上のことから、立入検査によって公安調査官が団体施設の内部を直接見分し、団体の実態を把握するとともに、団体から徴取した報告の真偽を検証したことで、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、団体の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

【測定指標2】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされ、

実施回数が11回となったことから、目標とした45.4回以上を達成することができなかったものの、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から団体に関する情報提供を受けることで、団体の活動状況を明らかにし、団体に対する観察処分を適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から団体の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。

【測定指標3】

令和2年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢、我が国領土や海洋権益をめぐる動向、経済安全保障に関する動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*22}、「内外情勢の回顧と展望」^{*23}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*24}、「世界のテロ等発生状況」^{*25}等を掲載することでホームページの内容を充実させているほか、国際テロ情勢に関する啓発動画を製作し、これをインターネット上に公表した。

なお、令和2年度実績におけるサブページを含めた総アクセス数については、平成31年度(令和元年度)に比べて減少しているが、数値としては平成28年度から平成31年度(令和元年度)の平均値を上回っている。また、いわゆるオウム真理教に関する啓発動画や、国際テロに関する情報発信など、国民への情報提供を目的としたコンテンツに対するアクセス数は維持されている。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び重要政策の推進に貢献するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1, 2 関係】

達成手段 「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している団体施設に対する立入検査等は、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくという目標に対して有効に寄与したと言える。また、地域住民との意見交換会は、開催地域の個別の不安や懸念事項等について必要な範囲で説明等を行った結果、一定程度の不安等が解消された旨反応があるなど、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標3 関係】

達成手段 「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び我が国経済団体や民間企業等をはじめ国民等に提供した結果、有用であった旨反応があるなど、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標1, 2】

団体は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を死刑執行後の現在もお崇拝し、その影

響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、団体の活動状況を引き続き明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

団体施設が存在する地域の住民等は、依然として団体に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後も団体の危険性に対する理解促進を図り、その恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、過去5年の平均実施回数を上回るよう、適切な開催方法を柔軟に検討していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散、経済安全保障の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号5のとおり。 地域住民との意見交換会の実施について、具体的な開催方法を記載ありたい。 〔反映内容〕 地域住民との意見交換会について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、自治体や住民のニーズも踏まえて適切な開催方法を検討していることから、「次期目標等への反映の方向性」欄【測定指標1, 2】を「適切な開催方法を柔軟に検討」する旨に修正した。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施について、光熱水料の実績反映や旅費の員数及び単価の見直し等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>また、オウム真理教に対する観察処分の実施について、旅費の員数及び単価並びに備品の数量の見直しを行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、公安情報電算機処理システムの整備・運用について、システム用端末の修理経費の見直しを行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお，観察処分に基づく調査の結果については，関係地方公共団体の長から請求があったときは，これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*2 「団体の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は，破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行い，もつて，公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は，会議の定めるところにより，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報であつて，会議の審議に資するものを，適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか，内閣官房長官及び関係行政機関の長は，議長の求めに応じて，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3 - 6 - 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り，テロの未然防止に万全を期するため，関係省庁（公安調査庁を含む）は，国際機関や外国機関との連携を深め，テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに，当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有，カウンターインテリジェンス意識の啓発，事案対処，管理責任体制の構築について，政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2 - (2) - 対外的情報収集機能の強化

国際テロ，大量破壊兵器拡散，北朝鮮等の問題に関する情報は，我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり，その収集は喫緊の課題であって，これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2 - (2) - その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため，北朝鮮，国際テロ，大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は，その前提条件である。また，サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため，以下の施策等を着実に推進する。

(1) - サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1) - サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2) - 日本版NCFTA²⁶の創設

- 2 G8サミット，オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが，2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また，各地で多様な形態のテロが発生しているほか，国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など，水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため，以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

(2) - 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

(3) - 空港・港湾における水際危機管理の強化

(3) - 海上警備・沿岸警備の強化

(5) - 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

(5) - 在外公館における警察アタッシュ²⁷，防衛駐在官等の体制強化

(5) - テロに関する情報収集・分析機能の強化

(5) - カウンターインテリジェンス機能の強化

(5) - 極左暴力集団，右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

(6) - 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

(6) - 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化，情報共有体制の整備

(7) - 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

(8) - 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8) - 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

- 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには，治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備，制度の改善等，多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため，以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

(1) - 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機

材等の整備

- (1) - 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) - 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) - 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件，チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように，テロ情勢は非常に厳しい状況にあり，今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に，シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ，国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば，I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては，テロに決して屈することなく，テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下，2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え，国内外における邦人の安全確保に向け，各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに，特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については，テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており，また，大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ，政府の各種決定を確実に推進し，情報収集・分析，水際対策，周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備，テロ対処能力等を強化するとともに，官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年，シリア，チュニジア等において，邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し，I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中，本年11月，フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど，現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり，我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また，我が国では，（中略），2019年ラグビーワールドカップ，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ，テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は，本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが，現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ，特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに，国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し，テロ対策に万全を期すこととする。

各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進

- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」

第3章 「新たな日常」の実現

- 2. 「新たな日常」が実現される地方創生
 - (2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化
海外経済の活力の取込み

安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

- 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現
 - (2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力
良好な治安の確保のため、テロの発生を未然防止やサイバーセキュリティ対策等に万全を期す。
 - (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築
我が国の技術的優位性を確保・維持する観点等を踏まえ、大学・研究機関、企業等における技術流出防止の強化に向けた関連情報の収集や制度面も含めた枠組み・体制の検討及び構築を推進する。

*16 「サイバーセキュリティ2020（令和2年7月21日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

2.5 2020年東京大会とその後を見据えた取組

(2) 未来につながる成果の継承

- (イ) 法務省（公安調査庁）において、東京2020大会等を見据えたサイバー攻撃対策の推進に向けて、人的情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについては、東京2020大会以降の我が国の持続的なサイバーセキュリティの強化のため、庁内での周知及び活用を引き続き推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) 国家の強靱性の確保

- (シ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる情勢も踏まえ、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を推進する。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

- (イ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー関連調査の推進に向け、人的情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。
- (ク) 法務省（公安調査庁）において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を推進する。
- (サ) 法務省（公安調査庁）において、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を引き続き強化する。

*17 「第204回国会における内閣総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）」

（我が国防衛と経済安全保障）

厳しさを増す安全保障環境の中で、我が国の領土、領海、領空、そして国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、最も重い使命です。ミサイルの脅威に対応するため、イージス・システム搭載艦を整備するとともに、抑止力の強化について、引き続き、政府内で検討を行います。

経済安全保障の確保に、政府一丸となって取り組みます。安全保障上重要な防衛施設や国境離島を含め、国土の不適切な所有、利用を防ぐための新法を制定します。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(平成29年3月21日セキュリティ幹事会、令和元年7月30日一部改定)」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、また、外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し、大会の安全に関する情報を一元的に集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供するほか、大会期間中、情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター（仮称）」と緊密に連携する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空海港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報セン

ター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）

近年、欧米諸国において一般市民らのソフトターゲットを狙ったテロ事件が多発するなど、イスラム過激派やその過激思想に影響を受けたとみられる者等によるテロの脅威が世界各地に拡散している。また、政府機関や民間企業、重要インフラに対するサイバー攻撃は、手法が巧妙化・多様化するなど、その脅威は深刻さを増している。

こうした中、主要国首脳が一堂に会して開催されるG20大阪サミットに際しては、テロやサイバー攻撃を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による会議の妨害や違法行為事案の発生等、様々な脅威が懸念される。こうした脅威は、首脳会議の開催地に限られるものではなく、関係閣僚会合の開催地や東京を始めとする国内主要都市においても生じ得るものであり、全国的に警戒が必要となる。

こうしたことから、G20大阪サミットに際しては、政府一丸となり、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じ、G20大阪サミットの安全・円滑な開催の確保に万全を期さなければならない。

*21 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）

刻々と変化する様々な脅威への対処と大阪・関西万博の円滑な運営との調和を図り、全ての関係者、来場者及び国民が安心して楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の実現に向けた政府を挙げての総合的な取組を進めるほか、セキュリティの確保に係る機関が緊密に連携し、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む会場及び会場周辺の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、大阪・関西万博開催におけるリスクを明確にした上で、関係府省庁、博覧会協会、大阪府・大阪市の緊密な連携の下、必要な対策を実施していく。

*22 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html）

*23 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照。

*24 「国際テロリズム要覧」（Web版）

公安調査庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>）を参照。

*25 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>）を参照。

*26 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*27 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

令和 2 年度政策評価書要旨

（法務省 2 - (11)）

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け： - 10 - (1)) (評価書218頁)				
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記所備付地図の整備を地図混乱地域¹⁾を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・ 登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。 ・ 長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を図る。 				
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2 年度	3 年度
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	50,822,634	52,385,354	54,181,449	52,292,629
	補正予算(b)	1,564,794	808,601	2,072,784	-
	繰越し等(c)	1,292,772	1,422,001	1,615,987	/
	合計(a+b+c)	51,094,656	54,615,956	54,638,246	
	執行額(千円)	49,944,403	52,654,038	53,799,077	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）²⁾ 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定） 第2部 - 1 - (3) 社会の基盤となる地理空間情報及びGISの整備推進³⁾ 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章 - 2 - (12) 土地利用（国土利用）⁴⁾ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 第3章 - 2 - (1) 地方都市の活性化に向けた環境整備⁵⁾ 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 6 - (2) -) - - 工) 都市の競争力の向上⁶⁾ 都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定） 第二 - 2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等⁷⁾ 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定） 3 地籍調査の円滑化・迅速化⁸⁾</p>				

令和3年度から予算の一部が内閣官房及びデジタル庁において計上されているところ，当該予算（27,206,848千円）を含んだ額

測定指標	目標値（平成29年度～令和2年度）	達成
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	平成29年度 26平方キロメートル 平成30年度 26平方キロメートル 令和元年度 26平方キロメートル 令和2年度 26平方キロメートル	おおむね 達成

	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	24	25	26	27	26

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 証明書発行請求機が設置されている登記所 ⁹⁾ における証明書の発行件数 ^{*10)} のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合(%)	52%					おおむね達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	36.8	40	42.1	44.9	50.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数(万件)	2,683	2,508	3,073	2,302	2,306	
2 登記所内において証明書発行請求機により請求された証明書の発行件数(万件)	987	1,004	1,292	1,033	1,160	

測定指標	令和2年度目標値					達成
3-1 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数(筆) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	約14万筆(累計値)					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	-	197,702	120,488

測定指標	令和2年度目標値					達成
3-2 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う表題部所有者不明土地の解消作業に着手した数(筆) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	約1万5千筆(累計値)					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-					

	-	-	-	-	7,887	7,888

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1, 2は目標をおおむね達成することができ, 測定指標3-1, 3-2は, 目標を達成することができた。</p> <p>したがって, 本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成30年度から令和2年度においては, 目標どおり登記所備付地図作成作業を実施することができ, 目標を達成できたものと評価することができる。また, 平成29年度においては, 平成28年熊本地震の影響により, 熊本地方法務局において実施することとしていた当該作業を実施することができなかったものの, その他の地域においては目標どおり当該作業を実施することができ(25平方キロメートル), 達成率は約96パーセントであることから, 目標をおおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>令和2年度において, 目標とする利用率(52パーセント)をわずかに下回っているものの, 利用率は増加傾向にあることから, 目標をおおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標3-1】</p> <p>令和2年度までの目標値である筆数に着手しており, 達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標3-2】</p> <p>令和2年度までの目標値である筆数に着手しており, 達成できたものと評価することができる。</p> <p>(達成手段の有効性, 効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段「登記所備付地図整備の推進」において実施している登記所備付地図の整備については, 令和2年4月1日現在, 全国における配備状況が約57パーセント(残りは公図等)であり, そのうち都市部における整備が特に遅延している(東京:約22パーセント, 大阪:約15パーセント, 名古屋:約22パーセント)。これは, 都市部においては, 土地が細分化していること, 地価が高く, 所有者の権利意識も強いこと, 地域社会における人的なつながりが希薄化し, 人証が少なく筆界の確認が困難であることが原因である。</p> <p>登記所備付地図が整備されないことにより, 不動産取引の流動化の阻害, 道路拡幅工事, 下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害, 適正な課税の困難化, 境界紛争の惹起及び転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより, これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため, 登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。</p> <p>前述のとおり, 都市部における地図作成は困難なものであるが, 取り分け, 都市部の中でも, 地図混乱地域は, 特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ, 土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため, 筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって, 実施する必要がある。</p> <p>緊急性については, 平成15年6月, 内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携によ</p>	

る地籍整備の推進」の方針が打ち出されたことを契機として、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており、令和2年度においては「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策推進のための関係閣僚会議決定）に「地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略フォローアップ」（いずれも令和2年7月17日閣議決定）においても同様の方針が明記されているように、登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地域(D I D)の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災地においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進している。

これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定

東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識が高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定

東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を3か年延長。

以上の計画に基づき、登記所備付地図作成作業を実施することによって、登記所備付地図の整備を重要度及び緊急性の高い地図混乱地域を対象として推進することができたことから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

【測定指標2 関係】

達成手段 「登記事項証明書の交付事務等の委託」において実施している証明書発行請求機の利用促進(証明書発行請求機の配置の見直しや案内人の配置,広報チラシの配布などの積極的な利用案内)は、証明書の発行時間の短縮や請求者による請求書の記載が不要となるなど、利用者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、証明書発行請求機の利用率の大幅な向上に寄与している。したがって、証明書発行請求機の利用促進は、目標の達成に効果的かつ効率的な手段であったと評価することができる。

【測定指標3 - 1】

達成手段 「所有者不明土地問題の解消」について、所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせており、人口減少、超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。

そこで、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等の政府方針において、所有者不明土地問題に対応した新たな方策を検討する必要があるとされ、平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第40条では、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る法定相続人を探索し、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記するとともに、法定相続人情報として登記所に備え付けることとされた。

また、近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に備えるため、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっているところ、特に緊急に実施すべき対策の1つとして、長期相続登記等未了土地の解消対応が防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に取り上げら

れ、新経済財政再生計画改革工程表2018とともに、令和2年度までに14万筆に着手するとKPIが設定された。

法務局では、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じて長期相続登記等未了土地解消作業に着手しているところ、専門的知見を有する司法書士等に委託することで効率的に法定相続人の探索を行い、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記し、探索の結果をまとめた法定相続人情報として登記所に備え付けるとともに、事業実施主体へ提供しており、この法定相続人情報が、事業実施主体における土地所有者の探索に係る負担の軽減に資するものとして活用されることから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

【測定指標3-2】

所有者不明土地の一類型として、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に記録されていない変則的な登記となっている土地の存在が指摘されているところ、このような変則型登記がされた表題部所有者不明土地についての所有者の探索は取り分け困難であり、旧土地台帳の確認のほか、自治会長などの地元精通者からの聴取などを行い、歴史的経緯や管理状況等を調査して所有者の特定に至っている状況にある。そのため、表題部所有者不明土地について公共事業を行ったり、民間事業者がその買収や利用を図る際には、多大な時間とコストがかかっており、公共事業の円滑な遂行や不動産の円滑な取引等において大きな支障を生じさせている。

そこで、「所有者不明土地対策の推進に関する基本方針」(平成30年6月1日所有者不明土地対策の推進のための関係閣僚会議決定)において、「変則型登記を正常な登記に改めるために必要な法制度の整備に向けた作業を進め、次期通常国会に提出する」こととされ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(同月15日閣議決定)においても「変則型登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされた。加えて、新経済財政再生計画改革工程表2018において、改革工程を具体化し着実に進捗させるものとして取り上げられ、令和2年度までに1万5千筆に着手するとKPIが設定された。

令和元年5月に成立した表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)では、変則的な登記がされている表題部所有者不明土地について、その登記の適正化を図る措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるとされた。

法務局では、土地の利用の現況や自然的社会的諸条件を踏まえて選定された地域について、専門的知見を有する土地家屋調査士等を所有者探索委員として任命し活用しつつ、重点的かつ緊急的に作業に着手することで表題部所有者不明土地の解消を推進することができたことから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「調達方法の改善等により、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、一者応札の解消に向けて仕様の見直しを行うとともに、入札への参加が可能と思われる業者に対し、入札への参加を積極的に働きかけるなどの改善に向けた取組を行うこととした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるよう、以下のとおり次期目標等への反映を行い、引き続き、登記事務を適正・円滑に処理する。

【測定指標1】

登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑

な遂行へと直結し、ひいては国民生活の安定と向上に資するものである。したがって、令和3年度以降においても上記計画に基づいて定められている登記所備付地図の整備を推進することとする。

【測定指標2】

証明書発行請求機の利用促進については、証明書発行請求機の配置の見直しや積極的な利用案内などの取組を推進した結果、利用率が大幅に向上し、登記に関する国民の利便性を向上させることができた。一方で、令和3年度以降は、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、商業登記電子証明書の「利用機会の拡大」が明記される等、同電子証明書の普及を促進していく必要があることから、新たに、電子証明書の発行件数に係る目標を設定することにより、引き続き、登記に関する国民の利便性の向上に努めていくこととする。

【測定指標3-1】

長期相続登記等未了土地解消作業は、既に発生してしまった所有者不明土地を解消するための重要な施策であり、公共事業の円滑な実施等に資するものであるところ、その成果を測るための有効な指標として新経済・財政再生計画改革工程表においても、長期相続登記等未了土地が解消された数がKPIとして設けられている。したがって、令和3年度以降においては、当該数を測定指標とし、これまでの取組状況を踏まえながら、適切かつ効率的な方策を検討した上で、長期相続登記等未了土地の解消作業を推進することとする。

【測定指標3-2】

表題部所有者不明土地解消作業は、今後、歴史的資料の散逸や地域コミュニティの衰退等によって、地域の事情に精通した者が少なくなるなど、所有者の特定はますます困難になるものと考えられることに加え、近時は、豪雨や地震等による事前災害なども毎年発生しており、事前復興という観点からも速やかに解消する方策を講ずる必要があるところ、その成果を測るための有効な指標として新経済・財政再生計画改革工程表においても、変則的な登記がされている土地が解消された数がKPIとして設けられている。したがって、令和3年度以降においては、当該数を測定指標とし、これまでの取組状況を踏まえながら、表題部所有者不明土地の解消作業を推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none">1 実施時期 令和3年7月15日2 実施方法 会議3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号1～3のとおり 〔反映内容〕 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 登記所備付地図整備の推進について、登記所備付地図作成作業用パソコン等の再リースによる機器の効率的利用を行い、経費の縮減を図った。
----	--

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------	----------	--------

-
- *1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し，登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
- *2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」
国において，全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。
- *3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」
第2部 - 1 - (3)
地籍整備の推進等を行う。
- *4 「国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）」
第3章 - 2 - (12) 土地利用（国土利用）
地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により，大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備，道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。
所有者不明土地について，所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。
- *5 「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」
第3章 - 2 - (1) 地方都市の活性化に向けた環境整備
所有者不明土地等について，基本方針等に基づき対策を推進する。
- *6 「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」
6 - (2) -) - - 工) 都市の競争力の向上
登記所備付地図の整備を一層推進する。
「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき，所有者不明土地への対策を図る。
- *7 「都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定）」
第二 - 2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- *8 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」
3 地籍調査の円滑化・迅速化
地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について，地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める。
- *9 登記所
令和3年4月1日現在，414庁のうち119庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。
- *10 証明書の発行件数
登記事項証明書，印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし，オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したものについては，証明書発行請求機による請求の対象外であるため，除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。

令和 2 年度政策評価書要旨

（法務省 2 - (12)）

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け： - 10 - (2)) (評価書225頁)				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・ 法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・ 供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 ・ 令和 2 年 7 月 10 日から開始される遺言書保管制度³を円滑に導入するとともに、制度運用開始後は、本制度を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。 				
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2 年度	3 年度
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,968,253	4,889,594	8,577,561	9,610,421
	補正予算(b)	144,290	190,267	5,250	-
	繰越し等(c)	0	144,646	417,056	/
	合計(a+b+c)	2,823,963	4,554,681	8,165,755	
執行額(千円)	2,639,649	4,518,422	7,839,853		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル・ガバメント実行計画(令和 2 年 12 月 25 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定) 6 行政手続のデジタル化 6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 ⁴ 経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) 第 3 章 - 2 - (2) 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり) ⁵				

測定指標	令和 2 年度目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法⁶及び国籍法施行規則⁷の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるため</p>		

ある。

参考指標	実績値				
	28年	29年	30年	元年	2年
1 帰化許可申請者数（人）	11,477	11,063	9,942	10,457	8,673
2 帰化許可者数（人）	9,554	10,315	9,074	8,453	9,079
3 帰化不許可者数（人）	607	625	670	596	900
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,033	966	958	884	772

測定指標	令和2年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁸ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,494件であり、各照会に対して適切に対応したほか、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を適切に行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	2,133	1,956	1,895	1,657	1,494
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁹ の延べ実施日数（日）	598	562	569	565	186
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	9,558	9,524	9,263	8,665	2,101
4 現地指導実施回数 ¹⁰ （回）	1,755	1,715	1,700	1,632	1,580
5 現地指導実施率 ¹¹ （％）	93	90	90	86	83

測定指標	令和2年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率の向上	対元年度増					達成
	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	19.5	18.1	18.0	18.3	19.5	24.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	87,776	84,043	107,312	105,744	102,525	

測定指標	令和2年度目標値					達成
4 法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)へのアクセス件数(回)	対前年度増					達成
	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	401,574	-	-	106,626	401,574	1,016,297
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数(回)	-	-	-	65	92	

評価	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2, 3, 4は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 全て目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	

結果

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

国籍事務の内容が複雑・多様化していく中であって、令和2年の帰化許可者数は9,079人と多数に上り、帰化不許可者数については、900人と多数に上っている。このように、令和2年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重な審査を行った。

さらに、適正・厳格な処理に資するため、ブロック戸籍・国籍課長会同を開催し、国籍事務に係る問題点等について協議するとともに、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い、調査担当職員的能力向上を図った。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、令和2年度は1,494件であり、前年度と比較すると163件減少した。このうち、涉外事件に係るものは729件(前年度は802件)である。

令和2年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における延べ実施日数が186日であり、前年度と比較すると379日減少し、延べ受講者数は2,101人と前年度より6,564人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の83%と高い数値となっており、市区町村の戸籍事務従事職員について、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図ることができた。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 3】

令和2年度の実績値において対前年度増となり、目標を達成しているところ、これまで、法務省ホームページ、ポスター、窓口における案内等による周知・広報活動のほか、供託申請者等における利便性向上につながるシステム改修を行ってきたことが、一定程度の成果として現れたものと考えられる。

【測定指標 4】

令和2年度実績値が対前年度比で2倍以上となり、目標を達成しているところ、令和2年7月10日の運用が開始されるまでの間に行われた、法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)の更新、当該ホームページのQRコードが掲載されたチラシ・ポスターの配布及び政府広報によるラジオ・BS放送等の広報活動が、当該ホームページのアクセス件数の増加につながったと思われる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段 「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務は、近年において複雑・多様化しており、その背景としては、我が国の国際化に伴い在留外国人の国籍が多様化したことで、審査対象者が属する国の法制に基づく国籍・身分関係等に関する調査が複雑・多様化したことが考えられる。このような状況の変化に伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取

得届等、慎重な調査を要する申請等が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段 「供託事務の運営」において実施している 供託申請における電子署名付与の不要化、法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、供託書正本取得の選択化、供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替え並びにその後のオンライン申請様式の変更等の機能追加及び改修により、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化及び効率化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標 4 関係】

達成手段 「遺言書保管事務の運営」において令和2年7月から実施を開始した遺言書保管事務については、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的としている。また、自筆証書遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全のため重要な役割を果たす。このような目的を達成するためには、何より制度自体が利用されることが必要であり、そのためには、制度運用開始前の時点から、国民各層に対して効果的な広報活動を実施し、遺言書保管制度の認知を高め、利用を促進させることが必要不可欠である。以上から、当該達成手段は、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図るといった目的の達成手段として有効である。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「仕様の見直しにより競争性のある調達を行うなど、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、仕様の見直しを行うことにより、競争性を更に高めた調達とするなどして、引き続き効率的な予算の執行に努めることとした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なも

のである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴い、虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。また、無戸籍の状態となっている方について、その解消に向けた取組を進めている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化及び効率化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

【測定指標4】

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。

上記目的を達成するためには、とりわけ制度導入当初においては、本施策の意義、役割等について国民各層に浸透させ、正確に認知される取組が重要であり、効果的な広報を実施し、国民各層における認知度を高めていく必要があった。

しかし、国民の本施策に対する認知度が高まったとしても、関係相続人等によって、保管した遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求が実際に行われなければ、保管した遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところにならない。

したがって、令和3年度以降においては、本施策の認知度を高めるための効果的な広報を引き続き実施するとともに、上記証明書等の請求件数の合計値を測定指標とし、対前年度増を目標とすることで、本施策の更なる利用促進を目指す。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 令和3年7月15日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号4及び5のとおり 〔反映内容〕 なし
------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>国籍・戸籍事務等の運営について、申請件数の実績を踏まえ、事務処理に必要な諸用紙等の数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>また、供託事務の運営について、申請件数の実績を踏まえ、事務処理に必要な諸用紙等の数量の見直しを行い、経費の縮減を図ったほか、各法務局における執行実績を踏まえ、供託金の警備搬送委託費の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、遺言書保管事務の運営について、実績を踏まえ、消耗品費（トナー）に係る数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，商事課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	----------	--------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき，法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

6 行政手続のデジタル化

6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は，新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく，既にオンライン化を実現している行政手続においても，利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で，オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ，（略）費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し，利用者の利便性向上に取り組む。

*5 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章 - 2 - (2) 社会資本整備（新しい時代に対応したまちづくり）

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*6 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の

国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*7 「国籍法施行規則」

国籍法施行規則の一部を改正する省令(平成20年12月18日法務省令第73号)の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2 - (13))

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 (政策体系上の位置付け： - 11 - (1)) (評価書233頁)					
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。^{*1} ・人権相談窓口の周知広報活動、人権相談体制の整備及び調査救済体制の整備を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,333,581	3,413,309	3,463,456	3,495,263
		補正予算(b)	0	0	75,312	-
		繰越し等(c)	0	0	19,285	/
		合計(a+b+c)	3,333,581	3,413,309	3,368,859	
執行額(千円)	3,296,293	3,375,187	3,051,286			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更) ^{*2}					

測定指標	令和2年度目標値					達成
1 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合(%)	60%					未達成
	基準値	実績値				
	平成26年度～28年度の平均	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	55	53.1	46.6	43.5	44.6	46.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1 モニター調査で法務省が作成するポスタ	20.6	17.7	15.2	16.5	12.8	

ー、新聞広告及び資料等を見聞きしたことがあると回答した割合(%)					
2 全国中学生人権作文コンテスト ³ 及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に係る広告新聞掲載回数(回)	56	56	56	56	52
3 「人権週間」ポスター配布枚数(数)	40,139	40,258	47,426	50,911	45,278
4 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」周知ポスター配布枚数(数)	73,472	68,514	70,578	67,241	41,549
5 公式Twitterにおける平均インプレッション数(数)	-	-	6,436 1	8,409	16,474

(1) 平成31年1月以降の平均インプレッション数。

測定指標	令和2年度目標値					達成
	90%					
2 人権シンポジウム ⁴ において人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合(%)	基準値	実績値				
	平成26年度～28年度の平均値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	85	84.3	89.2	93.4	88.5	98.6 1
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
人権シンポジウム1回当たり参加者数(人)	215	134	238	261	1,768 1, 2	

(1) 令和2年度においては、人権シンポジウムを4回開催しているが、そのうちの1回については、通常と異なった開催形態(内閣府大臣官房政府広報室との共催)であったため、他の人権シンポジウムと同様のアンケートを実施していないことから、測定の対象とはしなかった。

(2) 測定の対象とした人権シンポジウムについてはいずれもオンライン開催であるため、1回当たりの動画を視聴した実人数であるユニーク視聴者数を参加者数として計上した。

測定指標	令和2年度目標値	達成
3 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解	80%	未達成

や関心が深まった者の割合（％）	基準値	実績値				
	平成27年度～28年度の平均	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	75	73.0	85.0	68.8	71.0	69.7
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
モニター調査で法務省が地方公共団体と連携して実施している人権啓発活動について見聞き・参加したことがあると回答した割合（％）	9.6	9.6	9.1	8.5	6.7	

測定指標	令和2年度目標値					達成
4 モニター調査による人権相談窓口の認知度（％）	対前年度増（ただし、前年度が前々年度の値を下回った場合は、前々年度増を目標とする。）					未達成
	基準値	実績値				
	平成29年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	36.1	27.6	36.1	40.4	38.9	30.6
参考指標	実績値					
	28年	29年	30年	元年	2年	
1 「子どもの人権110番 ¹⁵ 」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	38,770	38,390	38,050	37,710	39,550	
2 「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	21,900	22,390	21,970	21,910	22,480	
3 調査救済制度広報用ポスター配布枚数（枚）	28,710	29,720	26,700	20,990	18,870	

測定指標	令和2年度目標					達成
------	---------	--	--	--	--	----

5 人権相談・調査救済体制の整備	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により、人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>	達成
------------------	--	----

施策の進捗状況（実績）

法務局における面談や電話での相談のほか、デパート、公民館等における面談、専用相談電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）などを開設し、全国の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、SNSによる人権相談を大都市圏である東京法務局及び名古屋法務局において開設するなど様々な手段により、人権相談体制の整備を図りつつ、特に子ども、女性に対しては、別途人権相談強化週間を設け、手厚い対応を行った。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じた。例えば、児童虐待など緊急対応を要する事案は、事案を認知してから24時間以内に関係機関に連絡し対応を開始するなど、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関と連携を図り、児童を保護するなどの措置を講じた。

参考指標	実績値				
	28年	29年	30年	元年	2年
1 人権相談件数（全体）（件）	225,073	225,040	216,239	203,570	173,634
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	23,317	22,122	21,351	21,130	15,603
3 「女性の人権ホットライン ⁶ 」における相談件数（件）	19,306	19,656	19,151	17,328	14,324
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター ⁷ 」の通数（通）	14,560	13,084	12,736	13,726	9,422
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	563	545	507	448	116
6 インターネットによる相談件数（件）	9,232	8,351	8,957	10,687	12,653
7 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数（件）	19,443	19,533	19,063	15,420	9,589

8 人権侵犯事件の未済件数（件）	1,152	953	1,076	1,077	666
9 人権侵犯事件の対応件数（件）	19,553	19,722	18,936	15,404	10,002

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>（各行政機関共通区分）進展が大きくない</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1 から 5 までは、いずれも各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 2 及び 5 において目標を達成することができたものの、測定指標 1、3 及び 4 においては、それぞれ進展が認められた点があるとはいえ、目標を達成することができなかったことから、「進展が大きくない」とした。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成30年度以降は一貫して増加傾向にあること、参考指標として掲げた公式Twitterのインプレッション数は直近 2 年で急増していること、ポスターの配布枚数自体が減少する中でおおむね基準値に近い数値を出していること、コロナ禍にあってもなお令和 2 年度は前年度を上回ったことは認められるとしても、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合について、目標値を大きく上回る98.6パーセントであり、「達成」とした。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>直近 5 年間に一貫して70パーセント前後に迫る水準は維持し、コロナ禍にあってもなお令和 2 年度は前年度と同様の水準でもあったといった点は認められるとしても、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした。</p> <p>【測定指標 4】</p> <p>「子どもの人権110番」強化週間広報用ポスター配布枚数や「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数は参考指標 1 及び 2 のとおり前年度より増加していることは認められるとしても、人流が抑制され、掲出されたポスターを見る機会が大きく減少したコロナ禍にあつて、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした。</p> <p>【測定指標 5】</p> <p>令和 2 年においては、参考指標 1 及び 7 のとおり、173,634件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案9,589件については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた。人権相談件数のうち、「子どもの人権110番」における相談件数は参考指標 2 のとおり15,603件、「女性の人権ホットライン」における相談件数は参考指標 3 のとおり14,324件、インターネットによる相談件数は参考指標 6 のとおり12,653件である。人権侵犯事件の対応件数は参考指標 9 のとおり10,002件である。</p> <p>参考指標 6 のインターネットによるものを除き、相談件数は減ってはいるものの、情報化の進展等に伴い、個々の事案は複雑困難化していることや、それにもかかわらず、参考指標 9 の対応件数（処理件数）の減少（対前年比 35パーセント）以上に、参考指標 8 の未済件数が減少（対前年比 38パーセント）していることから、速やかな事務処理を行うことができていることなどを踏まえ、「達成」とした。</p>	

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1～3】

国民一人一人の人権についての理解・関心の度合いは様々であり、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るためには、対象に応じて、それぞれに効果的な啓発活動を実施していく必要がある。このため、達成手段「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」や、達成手段「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」によって、人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、インターネット広告等の接触・認知型の啓発活動を行うことで人権問題に対する気づきを促すとともに、興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや講演会等の心理変容型の啓発活動を行うことで人権問題への理解を更に深めるなどの取組を地方公共団体とも連携しながら実施している。これらの取組は、国民の人権問題に関する理解・関心の向上に一定程度の効果をおよぼしており、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標の達成手段として有効なものである。このように、国民の理解・関心の度合いは様々であるところ、それぞれの度合いに応じた手段を必要量投入して啓発を行うことが、達成手段としての効率性をも確保しているものと考えている。

【測定指標 4・5 関係】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、デパート等身近な施設における特設相談の開設が困難であったことが少なからず人権相談窓口の認知度の減少につながったと考えられる。近時は、インターネットバナー広告からインターネット人権相談受付窓口への誘引にも力を入れているところであり、全体の相談件数が減少している中、インターネットによる相談件数が増加するといった一定の効果も出ていることから、同活動は目標の達成に寄与したものと考えられる。

達成手段「人権侵害による被害者調査活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件については、令和2年中に新規に救済手続を開始した事件が前年から減少したものの高水準で推移している中、対応件数(処理件数)は過去2番目に多い件数となっている。

これらのことから、人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行い適切な救済措置を講じるという目標達成に寄与したものと見える。

なお、人権相談窓口の周知広報活動が効果的なものとなる必要もあるところ、令和2年における「子どもの人権110番」強化週間中の相談件数は737件であり、同年の1週間平均の件数の約2.5倍、また、「女性の人権ホットライン」強化週間中の相談件数は874件であり、1週間平均の件数の約3.2倍となっており、強化週間広報用ポスターによる低コストの周知広報活動が効果的に作用し、コロナ禍にあったにもかかわらず、強化期間中の相談件数の増大につながったものといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻ないじめなど、人権が侵害される事案は後を絶たず、虐待によって子どもが命を落とすという痛ましい事案も発生している。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害の増加や、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見・いじめ等の人権問題が大きな社会問題となっている。

グローバル化の進展に伴い、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現や、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現がより一層求められている。

こうした社会を実現するには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実にを行うことで、人権尊重思想の普及高揚を図っていくことが必要である。

また、こうした社会の実現のためには、人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに、人権相談体制の整備を通じて、虐待等による深刻な結果が生じる前に気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることが必要である。

前記のとおり、令和2年度においては、目標達成に向けて進展があったと考えられるものの、各測定指標の数値は高くないところ、この点に関しては、次期測定指標や目標値の在り方について、下記のとおり変更等が必要である。

【測定指標1】

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、人権啓発活動において、使用している各種の広告及び各種啓発資料等については、モニター調査を行い、人権に関する理解や関心が深まった者の割合を測定指標として、その啓発の効果を測定することが有効である。

もっとも、人権啓発活動によって国民の理解や関心が深まったかどうかについて測定するという観点からすると、ポスターや新聞、インターネット広告などについては、法務省ホームページ等の啓発資料への誘引等を目的とするのであって、それ自体によって理解や関心を深めるという効果までは必ずしも期待されているわけではないところ、現状においては、これを区別せずモニター調査の結果に含めているが、これについては区別する方が、測定指標としてより適切なものになると考えられる。また、国民の情報収集手段としてはインターネットが中心となっている上、コロナ禍においては、更にインターネット上のコンテンツへの需要が高まっていることに鑑みると、今後は、国民の人権問題への理解を深め、人権意識を高める手段としては、ホームページを利用した啓発活動に注力することが有効かつ効率的である。

そこで、次期における測定指標1については、これらを踏まえた指標に変更する。

なお、目標値の在り方についても、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等、その時々々の社会情勢を踏まえ、随時見直しを行うこととする。

【測定指標2】

日常生活の身近なところで発生する様々な人権問題や社会的関心の高い人権課題について、より深く国民の理解を得るためには、それぞれの人権課題をテーマとしたシンポジウムを開催することが有効である。このことは、「人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合」について極めて高い水準を維持し続けることができているということからも明らかであることに加え、オンラインを利用すれば、より広く多数の国民に参加を促すことが可能な手段でもあることから、「人権シンポジウム参加者数」を測定指標とするが、目標値については、オンラインにより開催した実績値をも踏まえたものになるよう設定し直すこととしたい。

【測定指標3】

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、地方公共団体と連携することにより、地域の実情を踏まえた人権啓発活動を行うことも有効である。加えて、人権意識が深まったか否かという対象者しか知り得ない内面的な変化を定量的に把握する手段としてはモニター調査を踏まえた現在の測定指標を維持することが適切と考えられる。

もっとも、測定指標3では、目標値である80パーセントに対し、実績値は69.7パーセントにとどまった。今後とも努力を続けなければいけない一方、直近3年間の実績値が70パーセント前後で推移していることからすると、現在、この目標値は、実態とかけ離れた数値となっていたことも否定することができない。そこで、次期においては、これらを踏まえて目標値を設定し直すこととしたい。

【測定指標4】

人権相談窓口の存在が国民に認知されなければ相談窓口は利用されず、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握して迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが困難

	<p>となるため、人権相談体制の整備と併せて、人権相談窓口の周知広報活動を行う必要がある。本指標は、目標の達成度合いを測定する直接的な指標ではないが、周知広報活動の効果を検証するための指標としては適当であるため、引き続き「モニター調査による人権相談窓口の認知度」を測定指標とすることとする。</p> <p>なお、次期については、基準年度の平均値を踏まえた具体的数値を目標値とするか、令和2年度の目標値（対前年度増）を維持するかは更に検討したい。</p> <p>【測定指標5】</p> <p>人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理を推進していく必要がある。そのため、引き続き同様の測定指標を用いることとする。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号6・7・9～11のとおり。 定量的な測定指標の目標達成度については、数値目標の達成の有無によって判断するべきではないか。 測定指標1について、情報収集手段がスマートフォン等インターネット全盛の時代においては、ポスターや新聞広告の効果を考慮し続けることは、実情にそぐわないのではないかと。 「次期目標等への反映の方向性」について、コロナ禍であることを踏まえ、測定指標の見直しを行うこととしてはどうか。 〔反映内容〕 、 について 各測定指標の目標達成度について再検討を行い、「達成」状況欄の記載を修正した。 、 について 「次期目標等への反映の方向性」において、次期の測定指標や目標値の在り方について、考え方を見直し、適宜修正を行った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用したデータや文献等 各人権相談件数のデータは、法務省人権擁護局において保管している。</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>人権侵害による被害者救済活動の実施及び人権擁護委員活動の実施について、GEAライセンスの単価の見直し等を行い、経費の縮減を図った。</p> <p>また、全国的視点に立った人権啓発活動の実施について、人権啓発活動ネットワークホームページの運用の見直し等を行い、経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、人権関係情報提供活動等の委託等について、インターネット人権問題に関する</p>
----	---

る啓発事業の見直し等を行い，経費の縮減を図った。

担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------------	----------	--------

*1 「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動」

人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては，ポスター等の接触・認知型の啓発活動を行うことで興味・関心を引き起こし，人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては，人権シンポジウムや地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動のような心理変容型の啓発活動を行うことで更なる人権意識の高揚を図っている。

*2 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*3 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けること，及び入賞作品を周知広報することによって，広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動

*4 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*5 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*6 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*7 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため，全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し，料金受取人払手続を施したものを)を配布し，子どもから返信されたミニレターを通じて，法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

令和2年度政策評価書要旨

(法務省2 - (14))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け： - 13 - (1)) (評価書289頁)					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹⁾ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²⁾の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23,004,877	23,597,498	24,282,360	23,807,397
		補正予算(b)	2,499,623	4,038,198	3,925,839	-
		繰越し等(c)	278,916	1,802,300	1,833,759	
		合計(a+b+c)	25,225,584	25,833,396	30,041,958	
執行額(千円)	24,844,088	23,791,635	27,024,680			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定) ³⁾ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾					

令和3年度から予算の一部が内閣官房及びデジタル庁において計上されているところ、当該予算(10,663,460千円)を含んだ額

測定指標	令和2年度目標値					達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対元年度増					未達成
	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	76	72 1	76	78	76 2	3
参考指標	実績値					
	28年	29年	30年	元年	2年	
1 外国人入国者数(人)	2,322万	2,743万	3,010万	3,119万	431万	

2	外国人出国者数（人）	2,302万	2,718万	2,985万	3,096万	468万
3	日本人帰国者数（人）	1,709万	1,788万	1,891万	2,003万	368万
4	日本人出国者数（人）	1,712万	1,789万	1,895万	2,008万	317万
5	自動化ゲートの利用者数（人）	275万	331万	1,260万	3,500万	774万
6	バイオカートの導入状況	関西空港等 3空港に導 入	成田空港 等12空港 に導入	北九州空 港等2空 港に導入	羽田空港に 導入	博多港及び 比田勝港に 導入

- 1 平成29年1月～3月までの実績値である。
- 2 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

測定指標		令和2年度目標値				達成	
2	在留資格取消件数（件） 各年末現在	対元年増				達成	
		基準値	実績値				
		元年	28年	29年	30年	元年	2年
		993	294	385	832	993	1,210

測定指標		令和2年度目標値				達成	
3	違反事件数（件）	対元年増				未達成	
		基準値	実績値				
		元年	28年	29年	30年	元年	2年
		19,386	13,361	13,686	16,269	19,386	15,875

評	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
		(判断根拠) 測定指標1, 2及び3は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降は計測を見合わせている。

<p>価 結 果</p>	<p>せているため、未達成とした。</p> <p>測定指標2について、目標件数を上回っているため目標達成とした。</p> <p>測定指標3について、新型コロナウイルス感染症の影響により摘発実施件数が、例年と比べ1,000件以上減少している中、違反事件数は過去の件数と比べ高い水準を維持しているものの、対元年増という目標は達成できなかったため、未達成とした。</p> <p>以上のとおり、測定指標1については目標は未達成であり、測定指標2は目標を達成、測定指標3は目標未達成であったため、本施策は進展が大きいと判断した。</p>
<p>施策の分析</p>	
<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせており、目標は未達成となっている。</p> <p>なお、計測及び公表の再開については、外国人入国者数の回復状況を踏まえつつ検討することとしている。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>平成29年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じているほか、在留資格取消しのための事実の調査⁵を入国審査官に加えて入国警備官が行うことも可能となっている。また、在留管理において関係機関等とも連携し、情報共有に努めている。そのため在留資格取消件数は前年を217件上回り、目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3関係】</p> <p>令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べ摘発実施件数が1,000件以上減少(令和元年は1,536件、令和2年は361件)したものの、摘発担当職員を他の違反事件処理に充てるなどして違反事件全体の処理促進に努めた結果、違反事件数は15,875件と、過去のそれと比べても高い水準が維持できた。しかし対元年増という目標は達成できなかったため、「未達成」と評価した。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段 「出入国管理業務の実施」、 「バイオメトリクスシステム⁶の維持・管理」、 「出入国審査システム⁷の維持・管理」及び 「外国人の出入国情報の管理」に関して、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート⁸及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化を令和元年度に行った。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が令和元年度前半は顕著であったため、指標は前年度である平成30年度をわずかに下回ることとなったが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗った令和元年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られた。</p> <p>また、上記出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化の結果、入国審査業務が大幅に軽減され、入国審査官等の配置や審査ブースの開放数について、混雑状況やフライトの乗客数、国籍・地域によって柔軟に対応することが可能となった。</p> <p>令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症による影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したため、入国審査待ち時間の計測を見合わせたことから、目標が未達成となっているものの、達成手段、及びは、上記のとおり、空港における入国審査待ち時間を20分以内にするという目標の達成手段として有効かつ効率的であると認められる。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和2年7月から10月にかけて全国の地方出入国在留管理局及び支局の事実の調査担当者による書面での意見交換会、また、同年12月に出入国在</p>	

留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在対策に資する事実の調査に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。さらに、達成手段「中長期在留者居住地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在対策としての在留資格取消業務に活用した結果、在留資格取消件数は、前年を217件上回ったことから、偽装滞在者の疑いがある者に対する在留資格取消制度の厳格な運用という目標の達成手段として、上記達成手段及びは有効であると認められる。

【測定指標3 関係】

達成手段「出入国管理業務の実施」、「被收容者等の処遇」及び「出入国審査システムの維持・管理」において、令和元年度から、本邦に不法に滞在する外国人の退去強制手続を執った件数を「違反事件数」として測定指標として加えた。

政府を挙げて観光立国の推進をするなか、不法残留者数は平成27年以降6年連続で増加しており、出入国在留管理庁では、不法滞在者の取締りのための摘発等を継続して推進している。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により摘発実施件数が減少したものの、摘発担当職員を他の違反事件処理に充てるなどして違反事件全体の処理促進に努めた結果、違反事件数は過去と比べても高い水準が維持できており、摘発以外の違反事件処理を推進することで不法滞在対策として安全・安心な社会の実現に有効に寄与したと評価でき、目標は未達成であったとはいえ、不法滞在対策の推進という目標達成の手段として、有効かつ効率的であると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現、安全・安心な社会の実現に加え、外国人との共生社会実現のため、今後の事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり新たに測定指標4を設定し、各取組を推進していく。

【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組[※]は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれることを踏まえ、前年度に引き続き、本指標を設定しているが、同感染症の感染拡大状況や、今後改定が予定されている「観光立国推進基本計画」の改定状況によっては、指標の変更の可能性も含め、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標2】 在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から新たな在留資格取消事由が加わったほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができるようになり、在留資格取消のための体制が強化されたことから、収集した情報及びそれらの分析結果を活用し、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

【測定指標3】 違反事件数

不法残留者については、平成27年1月1日現在で約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、その後

	<p>は6年連続で増加したが、令和3年1月1日現在では約8万2,800人となった。新型コロナウイルス感染症の影響により外国人入国者数は減少しているものの、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、関係機関と連携し、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。</p> <p>なお、今後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。</p> <p>【測定指標4】地方公共団体等と連携を行った回数</p> <p>外国人との共生社会実現のための環境整備にあたって、外国人との共生施策に関する企画・立案に際し、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。</p> <p>また、外国人が安全・安心に暮らすにあたって重要な役割を担う一元的相談窓口相談員等として出入国在留管理庁の職員を派遣することは同窓口の対応能力向上に資するものであり、ひいては外国人の適正な在留活動につながるものである。</p> <p>よって、地方公共団体等と連携・協力を推進することが重要であることから、連携を図った回数を測定指標として新たに設定した。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号8, 基本政策 関係番号1~5のとおり。 政策の中の整合性を取るほか、政策間の評価の整合性を取った方が良いのではないか。 定量的な測定指標の目標達成度については、数値目標の達成の有無によって判断するべきではないか。 「次期目標等への反映の方向性」において、コロナ渦であることを踏まえ、測定指標の見直しを行うこととしてはどうか。 〔反映内容〕 の観点から、 について、測定指標3の目標達成度について再検討を行い、「達成」状況欄の記載を修正し、 について、「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標3】に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していく旨追記した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」 (出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課, 対象期間: 平成26年1月1日~令和2年12月31日) ・「出入国在留管理基本計画¹⁰⁾」(法務省, 平成31年4月26日)
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
-----------	--

担当部局名	出入国在留管理庁政策課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後，許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて，いわゆる偽装滞在者（*2参照）も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは，必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが，現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し，政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善，通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ，革新的な出入国審査を実現するため，関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し，平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ，今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く，頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し，ビジネス旅行者のみならず，観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め，平成30年度以降本格的に導入し，日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため，個人識別情報を活用し，出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく，具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう，地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して，審査ブースの増設，施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実に図り，訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため，入国管理当局の情報収集，分析及び活用のための体制強化を図ることにより，全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等，情報収集を一層進め，更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について，主要

7 空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- ・ - 3 - （6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

水際対策

不法滞在等対策

情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

- ・ - 6 - （3） - 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

- ・ - 6 - （3） - 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*5 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている 住居地（同法第19条の7～9）、氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、所属機関等に関する事項（同法第19条の16）、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている（特定技能）外国人の氏名等（同法第19条の18）のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等（同法第19条の30第2項）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*6 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオカート」

従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、上陸審査待ち時間を活用して前倒して行うための機器の通称。上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*9 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している（http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00117.html）。

入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間 = 上陸許可時刻 - (到着便の到着スポット・イン時刻(航空機がスポットに到着した時刻) + 入国審査場までの移動時間)

入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港(ターミナル・入国審査場ごと)ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*10 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカート及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/basic_plan.html）を参照。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
基本政策 関係

別添

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	朝日委員	P9[4.評価結果等] 「目的・目標の具体的内容」	総合評価の評価手法は「民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析」とされているが、「立法作業の状況」が評価結果となっている。法制がもたらす効果の前段階のアウトプット(法制化そのもの)が評価内容となっているように見受けられるが、今後、法制化後には効果の検証を継続して実施するという理解でよいでしょうか。
2	法曹養成制度の充実	井上委員	P13[測定指標1] 「法曹有資格者の海外展開を支援」	法運用の実態調査と海外展開の関係が良く分かりません。
3	法曹養成制度の充実	大沼委員	P13[測定指標1] 活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備	活動領域の「拡大」は重要な問題であり、その情報が自治体・企業場合により市民で共有される環境を整備することは重要である。しかし、弁護士活動をしていて思うのは、弁護士本来の活動領域が他業種(税理士、司法書士、行政書士、社労士など)により「浸食」されており、その傾向が増大していることにある。本来は、非弁活動に当たり、許されないはずであるが、昔からある暴力団などによる倒産整理、交通事故の示談屋の他、現在は、税理士、行政書士、司法書士、社労士がかなり積極的に参入してきている。例えば、遺産分割に他業種が深く関与しても、業者の名前は出さない、しかし報酬は本来の報酬に上乘せしてもらうことがある。その実態は、依頼者でないとわからないことが多く、法の抑制機能があまり効いてないように思われる。WEB広告でも、対価の支払いが伴って入りうる事件の紹介など、斡旋に該当することがある。そういう業者は人材派遣業者も持っていて事務員、経理なども送り込んでくるケースがある。いったんそうなると、事件処理、金銭管理に弁護士が関与できなくなり、弁護士の活動領域がどんどん浸食されていく。何が非弁活動に当たるのかわからないまま引き入れてしまう例も多いので、非弁活動が違法であり、弊害が大きいことの情報、それに引き込まれないことの情報、それを自治体・企業・市民と共有することも検討して良いのではなかろうか。
4	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	朝日委員	P35[参考指標3] 人材育成研修の受講者(仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等)に対するアンケート調査結果(積極的な評価をした者の割合)	参加者数が述べ約300名のうち、回答数13あるいは26と少ない理由はなぜでしょうか。

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(薬物事犯者に関する研究)	伊藤委員	P44【5.事後評価の内容】 (1)本研究の成果について イ 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査及び実地調査	本研究自体は緻密な計画のもと実施されており、事後評価は妥当な評価だと考えられる。左記の点について、諸外国の調査を行ったとあるが、我が国の処遇実態と比べた場合、どのような知見が得られたのか、たとえば米国のドラッグコートや治療共同体のような処遇を取り入れる可能性はあるかなど、ご教示いただきたい。
6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(第5回犯罪被害者実態(暗数)調査)	伊藤委員	P61【5.事後評価の内容】 (1)本研究の成果について	本研究は定期的に行われる大規模調査で、事後評価の評価がほぼ妥当と思われるが、第5回目の調査として近年の犯罪状況、例えば特殊詐欺やSNSを通じた若年層を狙った性被害の増加などを踏まえた調査内容があってもよかったのではないかと、ご教示いただきたい。
7	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(第5回犯罪被害者実態(暗数)調査)	伊藤委員	P61【5.事後評価の内容】 (1)本研究の成果について	有効性の評価項目に関して、成果が行政の実務家や大学等の研究者などに広く利用されるのは当然と考えるが、一般市民にも分かりやすく役立つ情報として提供されることが望ましい。諸外国では被害実態調査の目的の1つに「犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること」が掲げられているとあるので、ご意見を伺いたい。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
基本政策 関係

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	国と地方公共団体が連携した取組の実施	宮園委員	P74～75【測定指標1～3】 R2の目標値 予算額, 執行額	目標値設定の根拠を教えてくださいませんか? とりまとめられた地域再犯防止推進モデル事業の実施状況は、実施している地方公共団体に共有が図られたり、全体会議が実施されたりしているのでしょうか。 予算額, 執行額の割合(平均)等も出ていますと、達成度の評価をする指標となるような気がしました。
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	井上委員	P127【測定指標3】 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	おおむね達成とありますが、広報活動が前年の23%で激減しています。どういう理由でおおむね達成か分かりづらいと思います。
3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P125【測定指標1】 デジタルフォレンジック研修	アンケートによる測定目標が研修を理解した割合になっていますが、目的から照らして、知識技能の修得ができたか、受講したためになったかを指標にすべきではないかと思いました。また、このことによって、PDCAのPDCまでできたことになりませんが、Cについて今後どのようなアクションを起こすのでしょうか(カリキュラムの見直しの言及があってもよいように思いました)。
4	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P126【測定指標2】 被害者支援研修	被害者支援研修に関しては、研修カリキュラムが中級、上級となっているデジタルフォレンジック研修と違い、段階的な研修になっていません。対象者を毎年変え、幅広く知識の流布に努める研修なのか、対象者は同じで段階的な知識や技能の修得に努める研修なのかによっても異なってくるかと思えます。そうした目標に応じた研修を行うべきではないのでしょうか。少なくともこうした観点から評価測定をすべきではないかと思いました。(個人的にはGWやロールプレイ等も重要と思われれます。すなわち受講型ではなく当事者として参加型の研修もあってよいのではないのでしょうか)。
5	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	朝日委員	P208【測定指標2】 地域住民との意見交換会の実施回数	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で目標未達となっているが、令和元年度の未達も含め、回数が減ったことによる影響あるいは、これまでも含め回数の適切さについて検討に資する情報はあったでしょうか。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
基本政策 関係

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	登記事務の適正円滑な処理	井上委員	P222[測定指標3-1] 「市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数」	目標値が14万筆ということは元年度に達成済みということでしょうか。
2	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P224[測定指標1] 登記所備付地図の整備を地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急に実施	<p>国土調査には国土調査法19条5項の指定制度があり、その活用がなされているものと思われるがその実態、近時の件数についてお聞きしたい。また、活用が進んでいない場合には、その理由と対策についてご説明願いたい。</p> <p>地籍調査が進展しない理由としてその必要性や効果が住民に理解されないとされているが、要は、住民及び自治体に、経済的なインセンティブがないか、あっても周知されていないのではないかと。具体的にどのようなインセンティブがあるのか、それを周知させるのにどのような対策がとられているのかを説明していただきたい。仮に、インセンティブが不十分であるとすれば、一定期間の固定資産税軽減措置、補助金の増額などと組み合わせて(財務省との調整が必要)、十分なものにする必要があるのではないかと。ご意見をお聞かせいただきたい。</p> <p>さらに、境界特定登記官による境界特定の件数の推移と伸び悩んでいるとすれば、その理由、対応策を説明願いたい。そして、立法論ではあるが、建築主事の建築確認業務を民間を含む指定確認検査機関ができるようにしたのと同様に、測量士の資格を持つ土地家屋調査士の一部を指定し、指定境界特定機関とすることにより、境界特定の件数を増加することを検討しても良いのではないかと、ご意見をお聞かせいただきたい。</p>
3	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P224～225[測定指標3-1, 3-2] 所有者不明土地問題の解消	長期相続登記未了土地についての相続人探索を司法書士等に委託し、表題部所有者不明土地についての所有者の探索を土地家屋調査士等を所有者探索委員として任命し活用しているとあるが、それぞれの実情と件数の推移、問題点と対応策をお聞かせいただきたい。また、相続人を探索しようにも戸籍が震災で消失しているとか、所有者探索に必要な資料、探索方法を具体的にどうしているのかを教えてください。
4	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P228～229[測定指標1・参考指標] 国籍事務を適正かつ厳格に処理する	令和2年の申請件数より、許可件数が多いという現象が生じている。これは令和元年に申請されたものの積み残しを処理したためと思われるが、帰化を申請してから許可の判断がなされるまでの平均的期間、積み残しが生じた理由について教えてください。
5	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P230[測定指標3, 4] オンラインによる供託手続き 自筆証書遺言保管制度	供託手続きのオンライン利用率が令和2年度に高くなった。これは制度のPRとともに、資料の簡略化(印鑑の省略等)その他がなされているからではないかと推測されるが、その実情について教えてください。また、自筆証書遺言保管制度のHPアクセス件数が令和2年度に飛躍的に増加しているが、実際の同制度の利用件数と審査、保管の現状を教えてください。

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
6	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	井上委員	P238〔測定指標4〕 モニター調査による人権相談窓口の認知度	おおむね達成とありますが、対前年度増が目標値であれば、達成していないのではないのでしょうか。
7	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	宮園委員	P236〔測定指標1〕 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合	見聞きしたことのある者をどのようにして選んだのでしょうか？60%が目標値なのに46.3%で概ね達成したとなっていますが... モニター調査では見聞きした者の割合は2割満たしていません。 どうして人権ホットライン等の相談に至ったのか、相談窓口の存在を知った理由を調査しているのでしょうか？相談経路の調査結果も測定指標にするとよいのではないかと思います。
8	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性 施策の予算額及び執行額等	在留カード等読取アプリ 同7枚目「次期目標等への反映の方向性」で「グローバル化の進展に伴い、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現や、SDGsが掲げる『誰一人取り残さない』社会の実現がより一層求められている。」とあるが、2020年12月から入管庁が配布している「在留カード等読取アプリ」は差別や偏見を助長するとの指摘が国会議員や研究者、支援者から批判を受けている。 東京新聞の2021年6月15日報道では、「君塚宏在留管理支援部長は本紙の取材に『アプリが悪用され、人権侵害が起きることは全く望んでいない。指摘を受け、対応を検討する』と話した。」とのことであるが、いかなる対応を検討しているのか。即時、公開を停止すべきではないか。 また、記事によればアプリの開発費が8400万円とのことであるが、在留カードに入っているICチップを読み取るだけの機能のアプリにこれは高すぎるのではないか。発注先及び金額はどのようにして決めたのか。
9	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242～243, 245～279別紙1 達成すべき目標及び次期目標等への反映の方向性	「人権」概念の普及について 報告書に添付されているパンフレットの資料(258頁)では、人権侵害の具体例として「いじめ・いやがらせ」「虐待」「インターネットでのプライバシー侵害」「差別」として、いずれも私人間による人権侵害が図示されているが、本来「人権」という概念は、国家からの自由を意味するものである。 人権尊重思想の普及高揚をするのであれば、少なくとも本来的な意味での人権概念や、国家による人権侵害について何ら言及しないのは著しい不備であると考えられるが、なぜ言及しないのか。

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
10	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242～243 達成すべき目標及び次期目標等への反映の方向性	<p>人権擁護委員会の活動～対国家活動 「9」とも関連するが、本来の人権概念は、国家からの侵害に対する自由を意味するが、人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例は12件中少なくとも10件が私人間のものである(事例11と12は学校の事例であるが、私立か公立かは明らかでない)。 人権擁護委員法1条、2条によれば、同委員会の対象として、国家による人権侵害行為は除外されていない。例えば刑務所や入国管理局、警察などによる人権侵害行為の相談事例はどの程度あり、どのように対処しているのか。 (参考) 人権擁護委員法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。 (委員の使命) 第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。</p>
11	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P239,240【測定指標5】 「人権相談・調査救済体制」について	<p>測定指標5「人権相談・調査救済体制」について 「SNSによる人権相談を大都市圏である東京法務局及び名古屋法務局において開設するなどして、人権相談体制の整備をしたほか、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を把握した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じたことから、『達成』と判断した。」とあるが、別紙4「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」では、人権擁護機関からプロバイダ等への情報削除要請だけでなく、警察署への被害相談や、削除依頼の具体的方法の助言、仮処分申立方法の教示も含めた対応が参考視標「9」の「人権侵犯事件の対応件数」とされていると思われる。 しかし、この種事件で警察署が事件化して対応することは希であるし、裁判所を通じた救済手続は時間も費用もかかり、非常にハードルが高いことは、実務法曹には顕著な事実である。別の窓口を紹介しただけでは、人権擁護委員法2条の「救済のため、すみやかに適切な処置」をしたとはいえない。 そこで、「9」の対応件数については、その対応内訳及びそれに要した時間を明示した上で、「すみやかに適切な処置」という使命が達成されたか否かの評価をすべきであるので、対応の内訳及び処理に要した平均期間を明らかにされたい。</p>

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
基本政策 関係

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	大沼委員	P294 達成手段の有効性,効率性等	今後のデジタル化社会を見据え,外国人登録原票や顔認証・指紋認証等,外国人に関する個人データ等をデジタル化し一元管理することができれば行政の効率化に資すると思うが,電子化の現状はどのようになっているのか。その電子データないし(電子化していない場合は)紙データはどこが管理しているのか。それを入管が在留審査や出入国時の審査をはじめとする各種審査や調査に利用する上で問題が生じていないか教えていただきたい。
2	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	大沼委員	P292【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率	顔認証ゲート等の環境整備が役に立っているとのことであるが,顔認証についてのデータは,どのような方法でどの程度収集され,入国審査以外ではどのように活用されているのか教えていただきたい。
3	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P292,295 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性	<p>2021年3月6日名古屋入管でなくなったスリランカ人女性のビデオ開示について 標記の事件は,2021年5月18日の時事通信の記事などの各種メディアでも繰り返し大きく取り上げられ,2021年の通常国会でも様々な議員から真相究明のための質問がされ,女性が亡くなる前に撮影された防犯カメラの動画を議員やご遺族へ開示するよう重ねて要求された。 しかし,国はこれを頑なに拒否している。 日本も批准している市民的,政治的権利に関する国際規約6条1項は生命に対する固有の権利の保障を謳っているが,同条について規約人権委員会が作成した公権の解釈である一般的意見36では「締約国は,とりわけ,生命の剥奪につながる事件に関連する真実が何かを確かにするための適切な措置を講じる必要がある。」「締約国はまた,関連するものを開示すべきである。国は被害者の近親者へ調査に関する詳細を開示すべきであり,近親者が新しい証拠を提出することを認め,調査における近親者の法的地位を認めるべきである。」とされている。 つまり,少なくともご遺族に対しては,自由権規約6条1項の解釈により,ビデオを開示すべきである。 この点,国会審議などでは 保安上の理由 亡くなられた方の名誉・尊厳・プライバシー保護 最終報告に向けて調査に加わった外部の第三者にビデオを開示しており,最終報告完成前に開示をすると適正な調査の支障となるという理由でビデオの開示はできないとしている。 しかし については,ご遺族は名古屋入管内の施設内を案内され,女性が亡くなるまで収容された部屋も見ているのであるから,重ねてビデオを開示することには何ら保安上の支障が生じないことは明らかである。どうしても必要な保安上の支障が生じないようモザイクをかければよい。 の名誉・尊厳・プライバシーもご遺族であれば何ら問題にならない。 もご遺族がビデオを見て意見を表明したとして,それによって調査に加わった第三者の適正な調査に支障が出るということはおよそ想定できない。メディア報道による影響を懸念しているのかもしれないが,それで調査に支障が出るのであれば,そもそもその第三者は公正な調査をする資質に欠けている。 以上から,少なくともご遺族にビデオを開示すべきである。 また,ご遺族の了解が取れるのであれば,上記 の点もクリアできるので,政策評価の前提として,当懇談会にもビデオを開示すべきである(ご遺族の代理人を通じて了解は取れる見通しである。)</p>

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
4	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員		<p>当局の要求する新型コロナウイルス陰性証明書を提示できなかったために入国を拒否され、出発国に「送還」された日本国籍の者について</p> <p>2021年4月21日日テレNEWS24の報道によれば、新型コロナウイルスの水際対策で日本政府が入国者に求めている検査証明書に不備があったとして日本国籍の男女2人が入国を認められず、出発国に送還されていたとのことである。</p> <p>しかし、出入国管理及び難民認定法には日本人の帰国を拒否できる規定はない(同法61条参照)。検査法でも、外国から来航した航空機について、その長が検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、上陸できない旨の規定はあるが(同法5条)、出発国への強制送還については規定がない。日本への上陸を拒否された人は、出発国に戻されてもその国に受け入れられる保障はなく、受け入れられなければ、映画空港「ターミナル」の主人公のように空港内に留め置かれたままの状態を余儀なくされかねない。</p> <p>そこで、この報道にある人たちの上陸を拒否した根拠、出発国へ送還した根拠は何か。もし本人が同意したというのであれば、外に方法のない彼らに対する同意の求め方は任意であったといえるのか、明らかにされたい。</p> <p>(参考) 出入国管理及び難民認定法 (日本人の帰国) 第六十一条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人(乗員を除く。)は、有効な旅券(有効な旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書)を所持し、その者が上陸する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。</p> <p>検査法 (交通等の制限) 第五条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機(以下「船舶等」という。)については、その長が検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検査飛行場ごとに検査所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 検査感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検査所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検査飛行場ごとに検査所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。</p> <p>二 第十三条の二の指示に従つて、当該貨物を陸揚げし、又は運び出すとき。</p> <p>三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検査所長の許可を受けたとき。</p>
5	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P292,295 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性	<p>「不法滞在」という呼び方</p> <p>「13人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」の施策の概要(1頁)では、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。」とされているが、「14 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」は標題から「不法滞在」という用語を用いている。</p> <p>2021年2月16日、米国のバイデン政権は、外国籍の人々について言及する際に、「より包括的な言語」を使用するよう指示し、これを受けて米国移民局は、在留資格を有しない外国人を「違法エイリアン(illegal alien)」と呼ぶのではなく、「未登録の非市民(undocumented noncitizen)」に置き換えるよう指示をした。</p> <p>日本でも、2021年5月24日、参議院決算委員会で山添拓議員から「不法滞在という呼び名のイメージとその実態には乖離がある」として、同様の提言がされている。</p> <p>人権尊重思想の普及高揚のためには、本報告書においても、「不法滞在」という用語を用いず、「非正規滞在」とするべきではないか。</p>